

第2期 塩谷町子ども・子育て支援事業計画

(案)

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間.....	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の策定体制	3
第2章 塩谷町の子どもと家庭を取り巻く現状.....	4
1 人口と世帯の状況.....	4
2 婚姻・出産等の状況	8
3 就業の状況.....	10
4 教育・保育事業の状況	12
5 アンケート調査	15
6 第2期計画における主要課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 計画の基本理念	26
2 計画の体系.....	28
3 塩谷町の児童数の将来推計	29
4 教育・保育提供区域の設定	30
※ 第2期計画における成果指標と目標値	32
第4章 幼児期の教育と保育の充実	33
1 1号認定【3-5歳】	34
2 2号認定【3-5歳】	35
3 3号認定【0-2歳】	35
第5章 塩谷っ子・子育て支援施策の展開.....	41
1 地域子ども・子育て支援事業（法定事業）	41
2 塩谷町独自の子育ての支援施策（次世代育成支援に向けた取り組み）	60

第6章 計画の推進	76
1 計画の推進体制	76
2 教育・保育の提供にあたって	76
3 計画の進行管理	77


第1章 計画策定にあたって


1 計画策定の趣旨


▶子ども・子育て支援新制度創設の背景


急速な少子化の進行と家庭や地域の環境変化を踏まえ、我が国では、子どもと保護者に対して必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

■子ども・子育て支援新制度の目指すところ

 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

▶子どもと子育て家庭を取り巻く現実

しかしながら、現実にも目を向けると、国内の経済状況は一時期より好転したものの、非正規雇用の問題は特定の年代に残存しつづけているほか、解消しない待機児童の問題などにより、本来の希望する働き方や結婚や出産をあきらめる人もいます。さらに、子育て家庭をみても、子育ての負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人は少なくありません。

そのため、国は、待機児童の解消を目的とする「子育て安心プラン」の早期着手、更なる放課後児童対策を目指した「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化させており、今後も県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

▶塩谷町における子ども・子育て支援事業計画の策定と施策の推進

本町では、平成27年3月に「塩谷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、必要な教育・保育の提供体制の確保と、子育て家庭それぞれの状況に応じた子育て支援を進めてまいりました。さらに、平成29年度においては、より実情に即した事業展開等を図るため、中間見直しを行いました。

この度、第1期計画期間の終了に伴い、第1期計画の到達点を検証し、更なる子育て環境の充実を図るため、「第2期塩谷町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画に基づき、町が主体的に教育・保育や子育て支援に関する事業量の確保と質の向上を図るとともに、すべての町民が子ども・子育て支援への関心と理解を深め、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において子どもと子育て家庭を支え合うまちづくりを推進します。

2 計画の期間

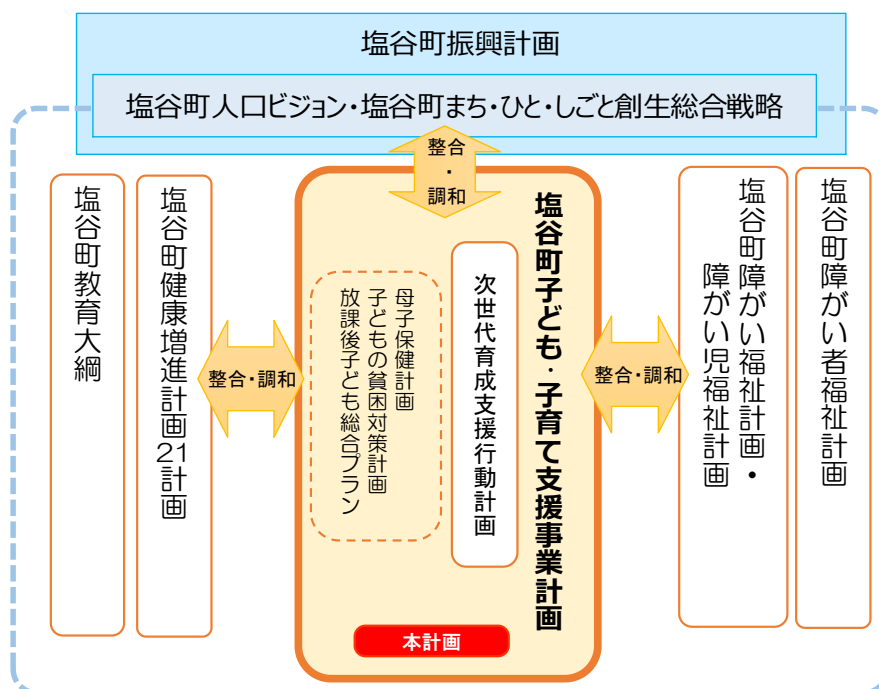
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

▶ 令和2年度から令和6年度【5年間】

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。また、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」、「放課後子ども総合プラン」の内容も含めた計画です。

策定にあたっては、本町のまちづくりの最上位の計画である「塩谷町振興計画」を推進するために策定した「塩谷町人口ビジョン・塩谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、障がい者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康増進計画等の関連する他の計画との調和を図るものです。



なお、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定の義務づけにより、市町村が任意に策定する計画となりましたが、本町では次世代育成支援に係る主要施策についても引き続き盛り込んでいます。

さらに、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、地域の状況に応じた取り組みが求められていることから、本町では子どもの貧困対策に係る施策の内容も本計画に含めました。

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

市町村において子ども・子育て支援施策が地域の実情を踏まえて展開されるよう、計画策定にあたっては関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町では、保護者や事業主及び労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、子ども・子育て支援に関し学識経験のある方で構成する「塩谷町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関する利用意向等を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的にアンケート調査を実施しました。

【調査の対象】

- ① 就学前児童の保護者 : 246件（全世帯調査※）
※同一世帯に就学前児童が2人以上いる場合は、一番下のお子さんを調査対象とした
- ② 小学生の保護者 : 193件（小学校低学年児童の保護者の全数調査）

【調査の方法】

- ① 就学前児童の保護者：認定こども園、保育所を通じた配布・回収
郵送による配布・回収
- ② 小学生の保護者 : 学校を通じた配布・回収

【調査の実施時期】

平成31年1～2月

【配布・回収の結果】

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
① 就学前児童調査	246件	170件	69.1%
② 小学生調査	193件	170件	88.1%

第2章 塩谷町の子どもと家庭を取り巻く現状

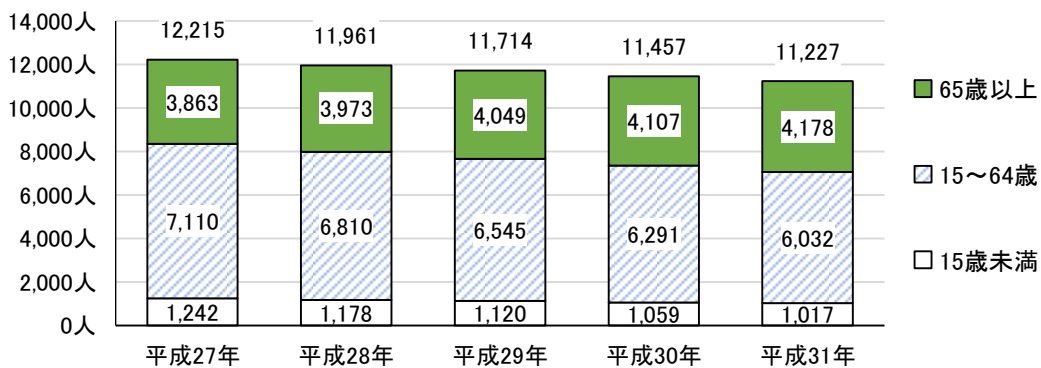
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

平成27年から本町の人口推移をみると、緩やかな減少傾向にあり、平成31年4月1日現在の人口は11,227人となっています。

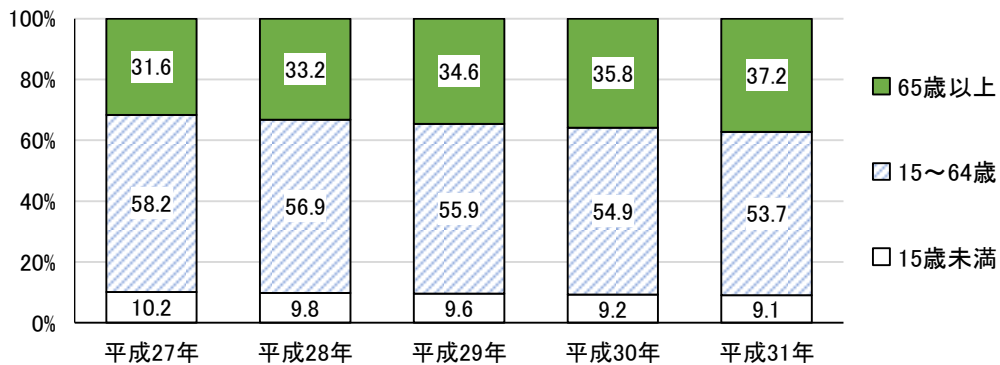
年齢3区分人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合はいずれも減少傾向で推移しており、少子高齢化が進展している状況があらわれています。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移

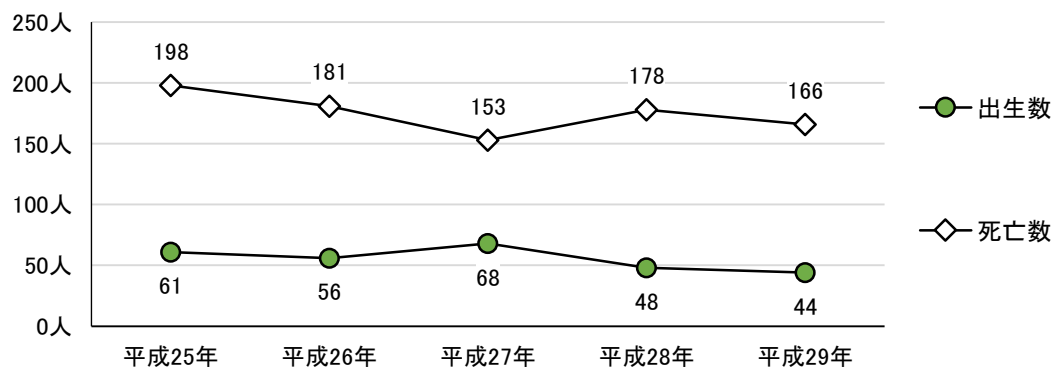


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

■出生数及び死亡数の推移

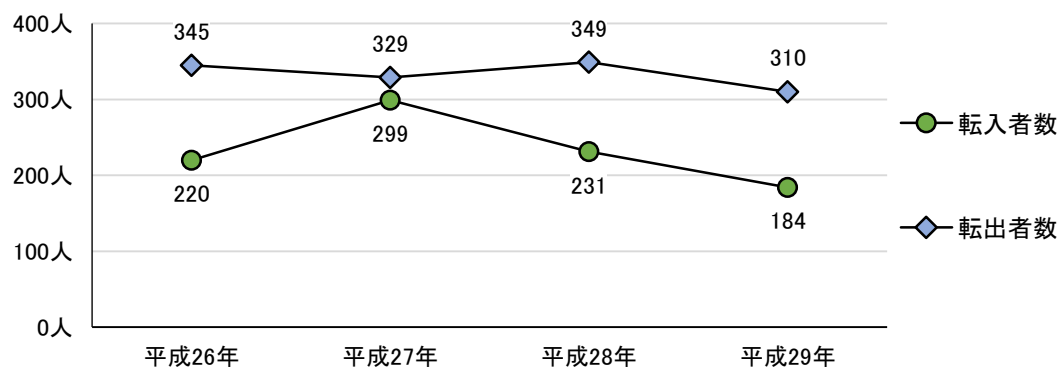


資料：栃木県保健統計年報

(3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出数はほぼ横ばいですが、転入者数が減少傾向にあり、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いています。

■転入者数及び転出者数の推移



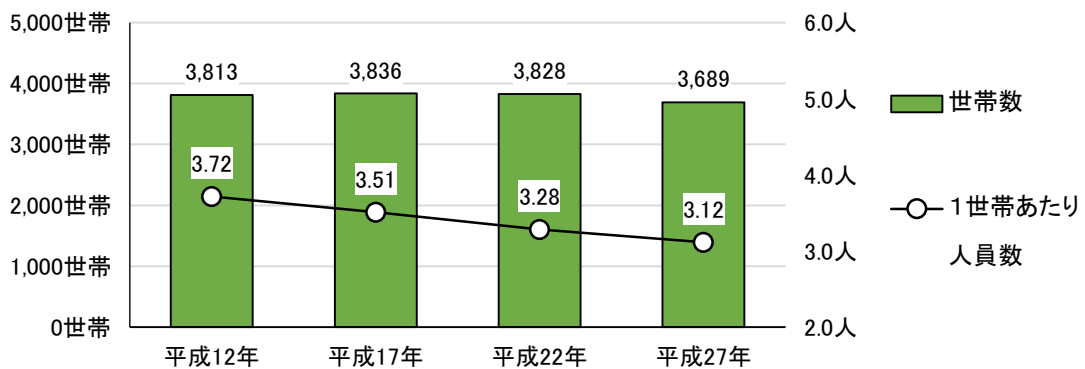
資料：住民基本台帳

(4) 世帯数

本町の世帯数の推移をみると、平成12年以降、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成27年には減少に転じ、3,689世帯となっています。

1世帯あたり人員数については減少傾向で推移しており、平成27年には3.12人となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移

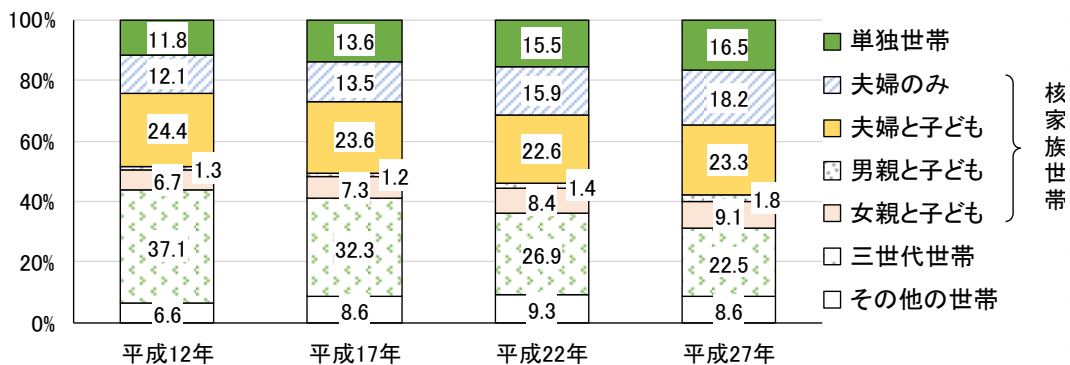


資料：国勢調査

(5) 世帯類型

本町の世帯類型の構成をみると、「核家族世帯」の割合は増加傾向にある一方で、「三世帯世帯」の割合は減少傾向にあります。

■世帯類型による世帯数の推移

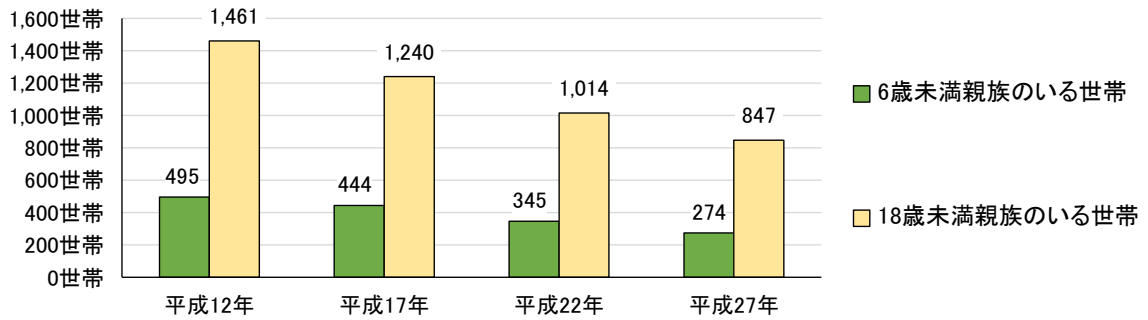


資料：国勢調査

(6) 子どものいる世帯数

本町の子どもがいる世帯数の推移をみると、近年、減少傾向にあり、平成27年では6歳未満親族のいる世帯は274世帯、18歳未満親族のいる世帯は847世帯となっています。

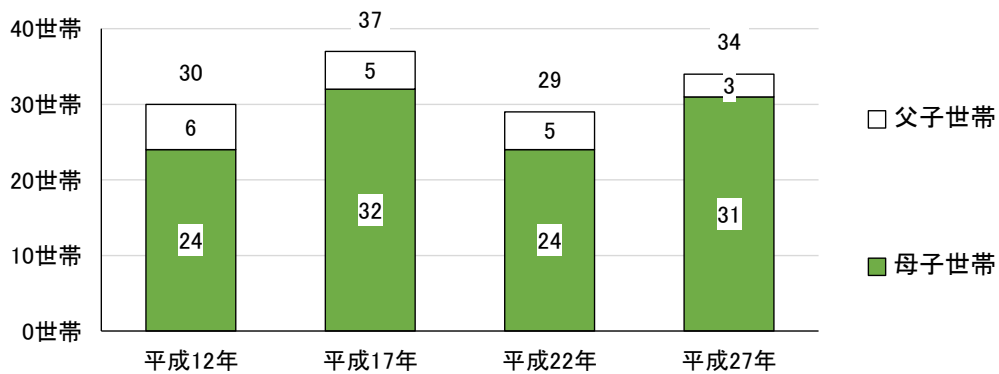
■子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯については増加と減少を繰り返しており、平成27年では母子世帯31世帯、父子世帯3世帯の計34世帯となっています。

■18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯数の推移



資料：国勢調査

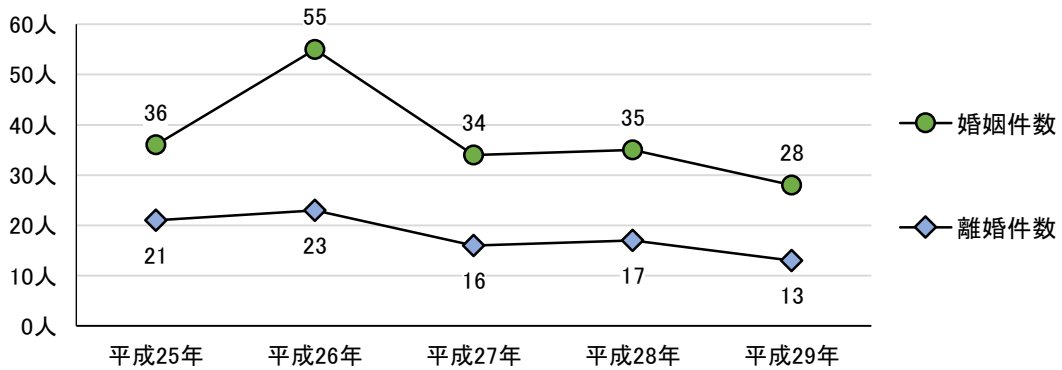
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、平成29年では前年から減少し、28件となっています。

また、離婚件数は、減少傾向で推移しており、平成29年では13件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



資料：栃木県保健統計年報

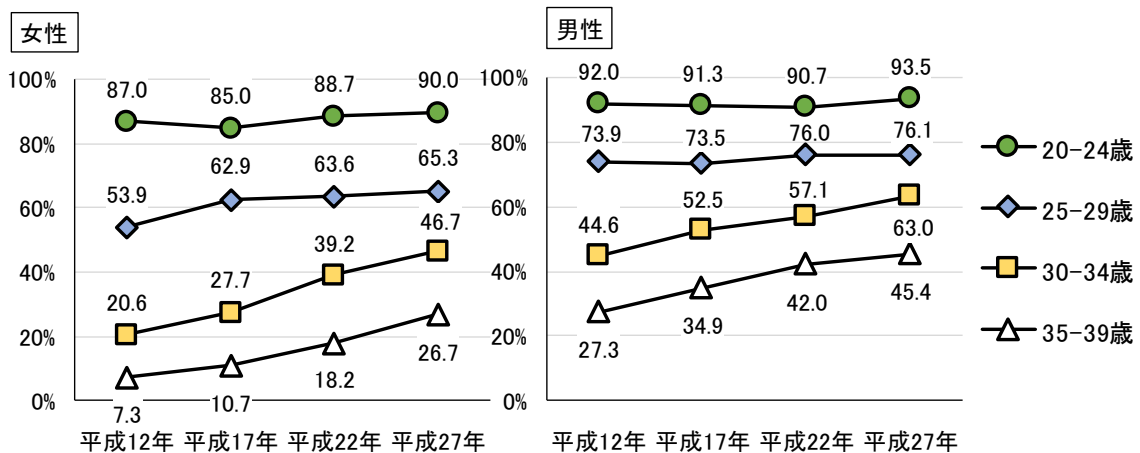
(2) 未婚率

未婚率については、男女ともに低い年代ほど高く、高い年代ほど低くなっています。

女性については、平成12年から平成27年にかけて30代の未婚率の増加傾向が目立っており、30～34歳では26.1ポイント増、35～39歳では19.4ポイント増となっています。

男性については、各年代の未婚率が女性よりも高い水準にある中で、平成12年から平成27年にかけて、30～34歳では18.4ポイント増、35～39歳では18.1ポイント増となっています。

■未婚率の推移

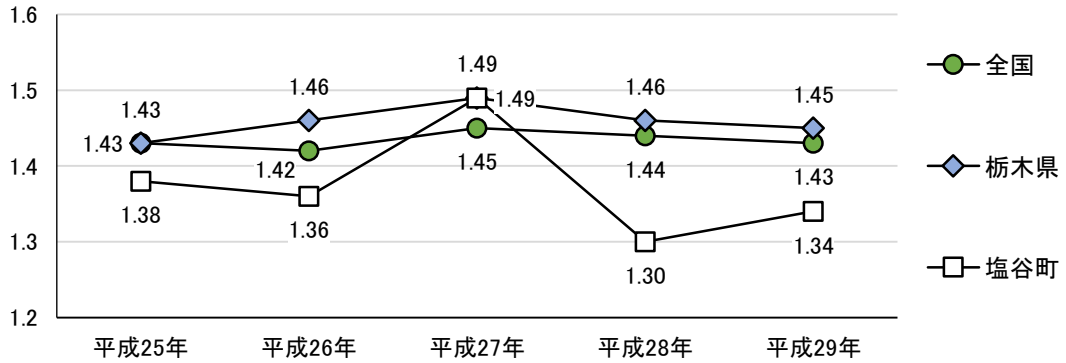


資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、平成27年には、本町は全国平均を上回って栃木県と同等の水準でしたが、その他の年においてはいずれも栃木県及び全国の数値を下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



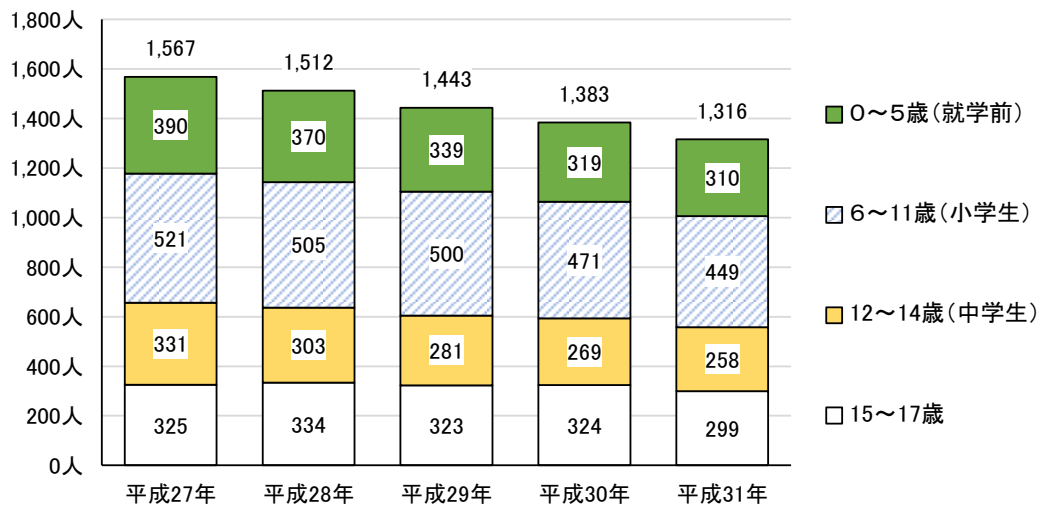
資料：栃木県保健統計年報

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(4) 児童数

本町の18歳未満の児童数は減少傾向にあり、平成31年4月1日現在で1,316人となっています。内訳をみると、0～5歳の就学前児童数は310人、6～11歳の小学生児童数は449人、12～14歳の中学生児童数は258人、15～17歳の児童数は299人となっています。

■ 児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

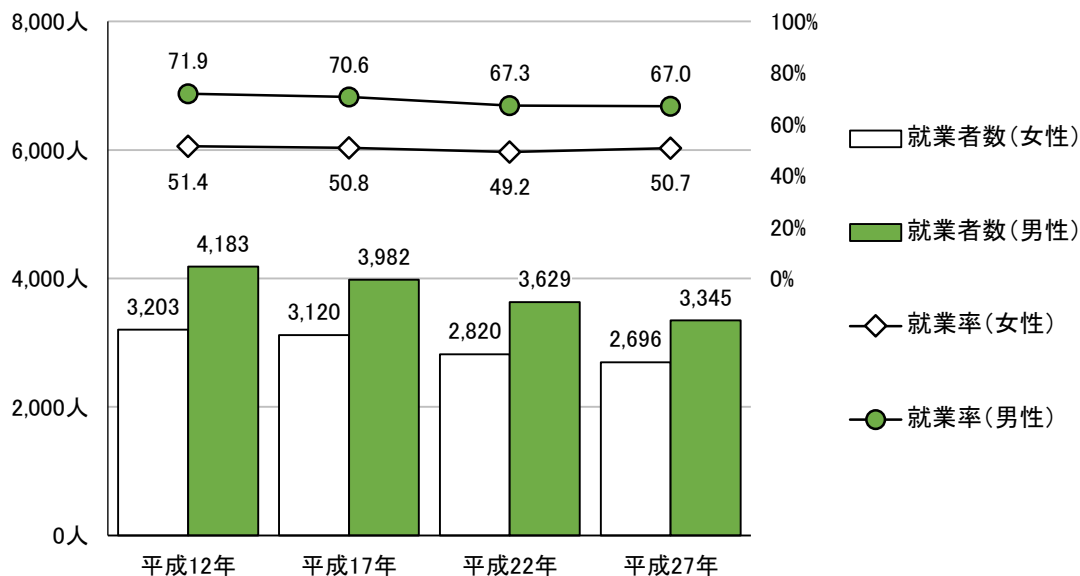
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数の推移をみると、男女いずれも減少傾向で推移しています。

就業率の推移みると、男性については就業者数と同様、減少傾向にあります。女性については平成27年において増加に転じました。

■就業者数の推移



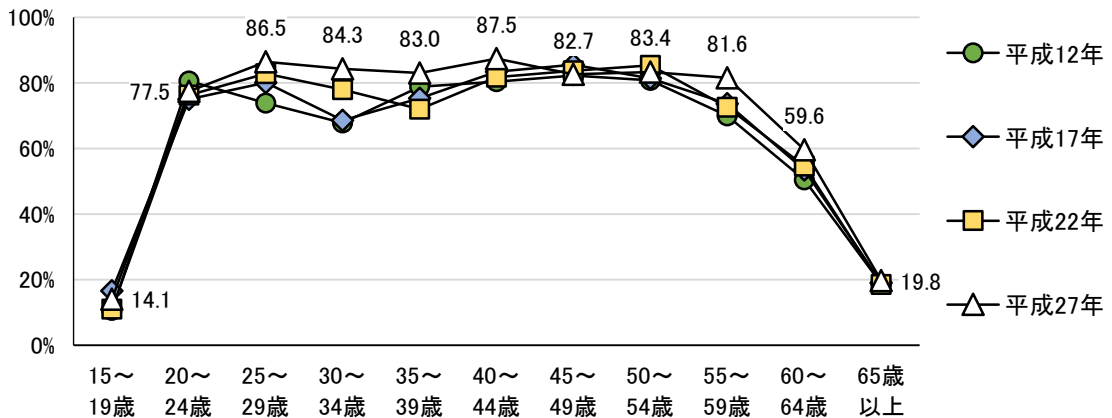
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率をみると、女性については増加傾向にあり、働く女性の割合が増えている状況がうかがえます。男性についてはもともと女性よりも高い水準にあるということもあり、経年による変化がそれほどみられない状況となっています。

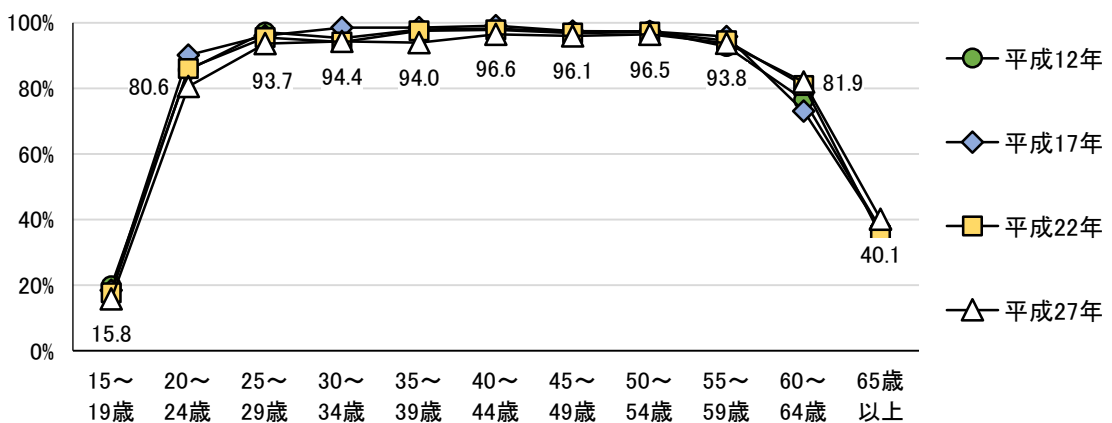
女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、20～24歳をピークに30～34歳にかけて減少し、さらに40歳前後で労働力率が再び高まる「M字曲線」が特徴でしたが、そのM字のくぼみは近年小さくなってきています。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 教育・保育施設利用児童数

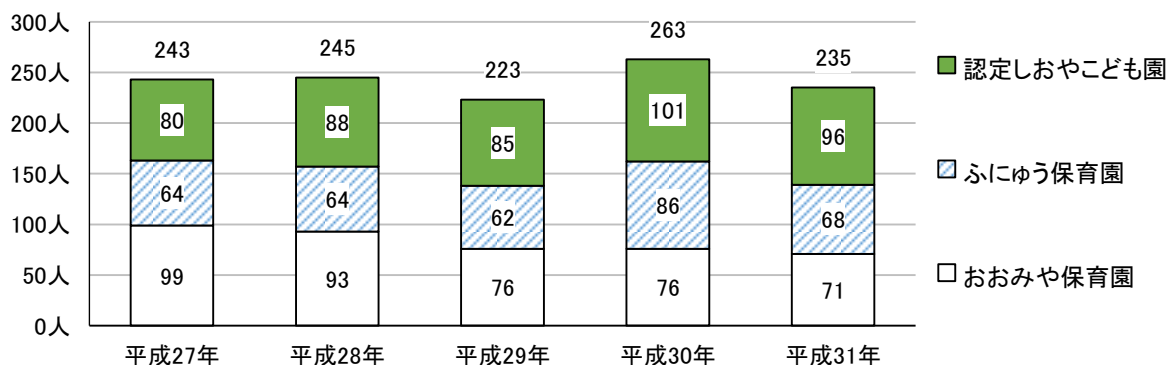
本町の保育所型認定こども園が公立1か所、保育所が私立2か所の計3か所あります。
在園者数は一定の水準で推移しており、令和元年では235人となっています。

■町内の教育・保育施設の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認定こども園	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
幼稚園	—	—	—	—	—
保育所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
定員	310人	310人	310人	290人	290人

資料：塩谷町保健福祉課調べ（各年4月1日現在）

■町内の認定こども園、保育所の在籍児童数



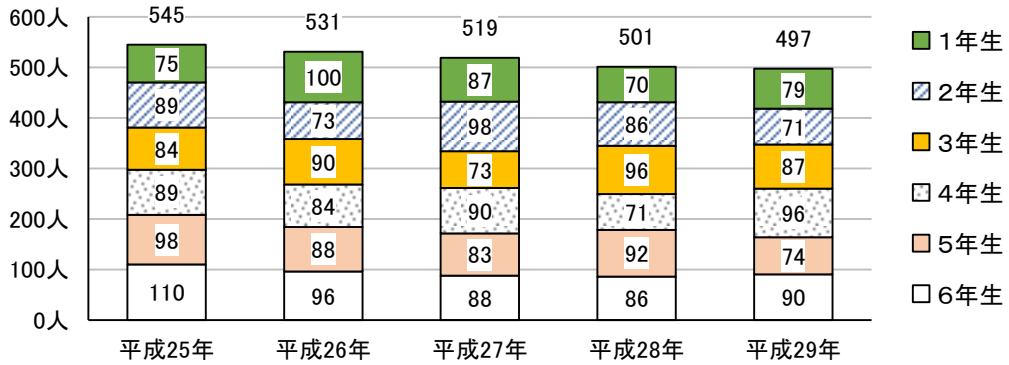
資料：塩谷町保健福祉課調べ（各年4月1日現在）

(2) 小学校児童数

本町には小学校は3校あります。

児童数は年々減少しており、平成29年では497人となっています。

■ 小学校の児童数



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

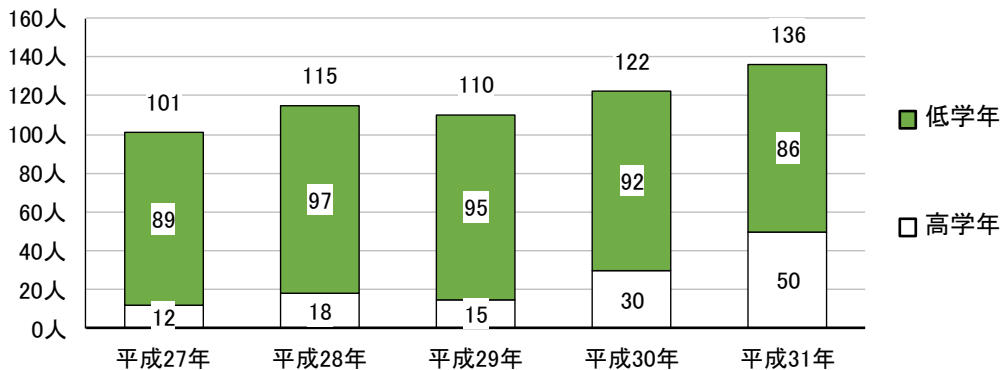
(3) 放課後児童クラブの利用登録者数

本町の放課後児童クラブの利用登録者数は増加傾向で推移しており、平成31年では136人となっています。

■ 放課後児童クラブの状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
クラブ数	3クラブ	3クラブ	5クラブ	5クラブ	5クラブ
定員	120人	120人	200人	200人	200人

< 利用登録児童数 >



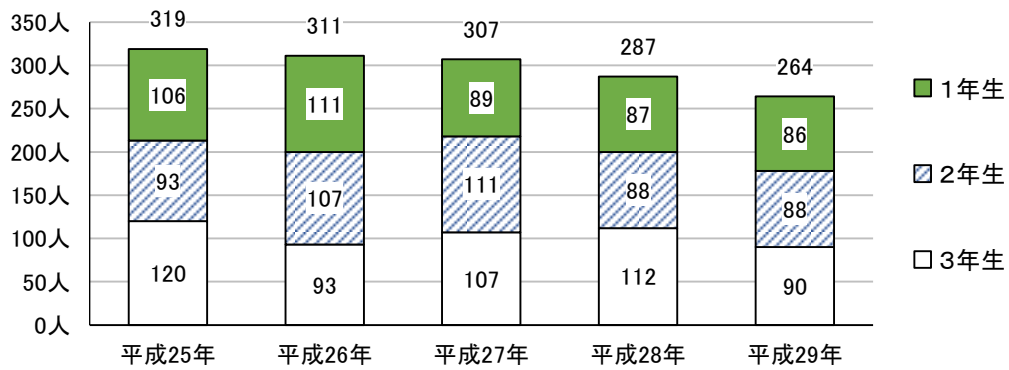
資料：塩谷町保健福祉課調べ（各年4月1日現在）

(4) 中学校生徒数

本町に中学校は1校あります。

生徒数は年々減少しており、平成29年には264人となっています。

■ 中学校の生徒数



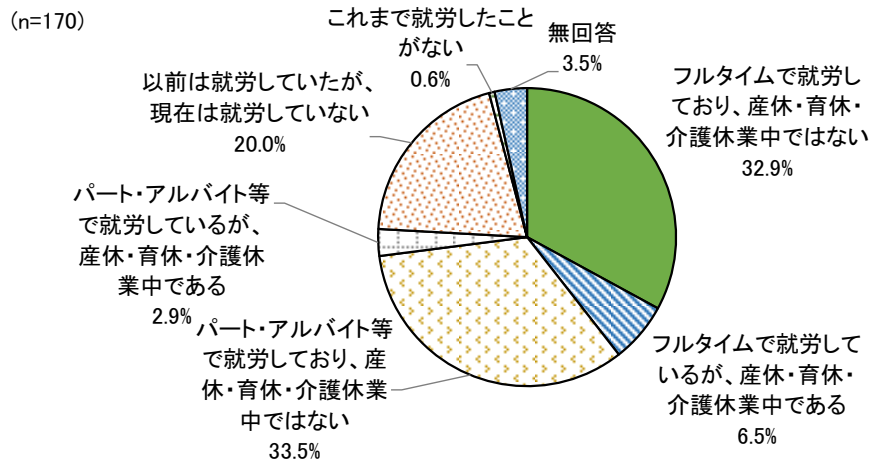
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5 アンケート調査

(1) 母親の就労状況【就学前児童保護者】

Q 母親の就労状況（1つに〇）

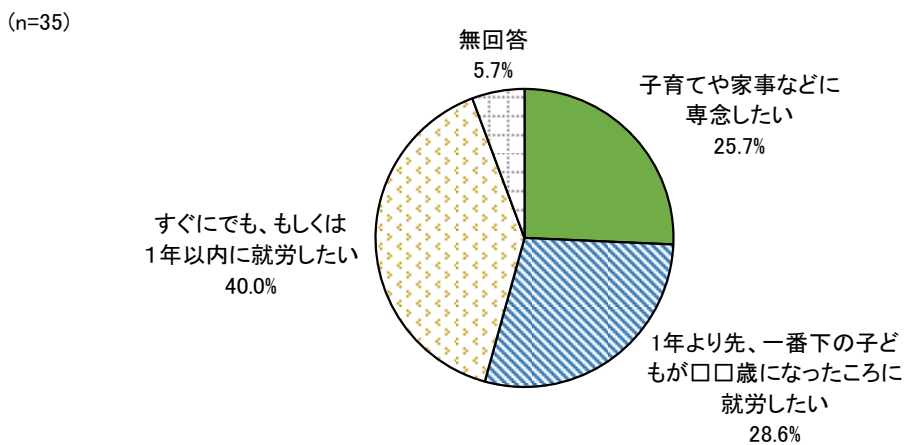
- 就学前児童の母親の現在の就労状況は、フルタイム就労が39.4%、パート・アルバイト就労が36.4%で、そのうち、9.4%は産休・育休取得中です。
 - 就労していない人は、20.6%です。
- ※なお、就労先については、「町内」が37.2%、「町外」が58.9%。町外の主な就労先市町は、宇都宮市、矢板市、日光市、さくら市などとなっています。



(2) 働いていない母親の就労意向【就学前児童保護者】

Q 就労したいという希望はありますか。（1つに〇）

- 現在就労していない母親の78.6%は、直近もしくは将来的な就労を希望しています。

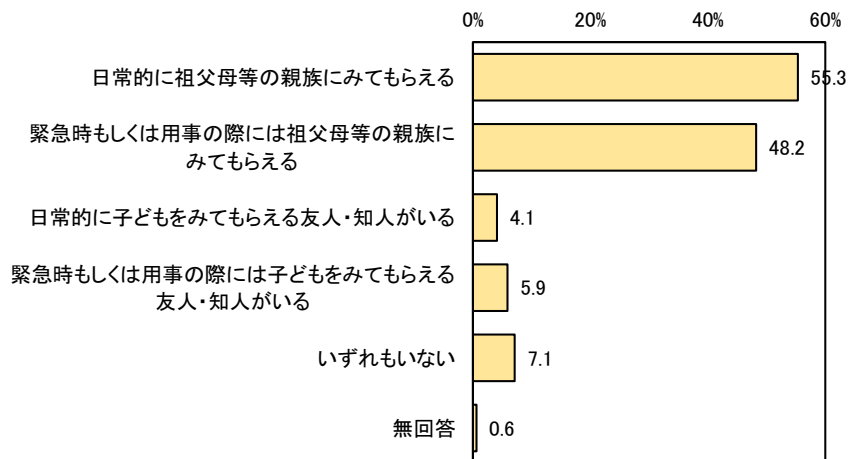


(3) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無【就学前児童保護者】

Q 保育所等施設の利用の有無に関わらず、日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいませんか。(あてはまるものすべてに○)

- 日頃、子どもを預かってもらえる親族の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が55.3%で最も多く、以下、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が48.2%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が5.9%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が4.1%となっています。
- 一方、7.1%は「いずれもない」と回答しています。

(n=170)



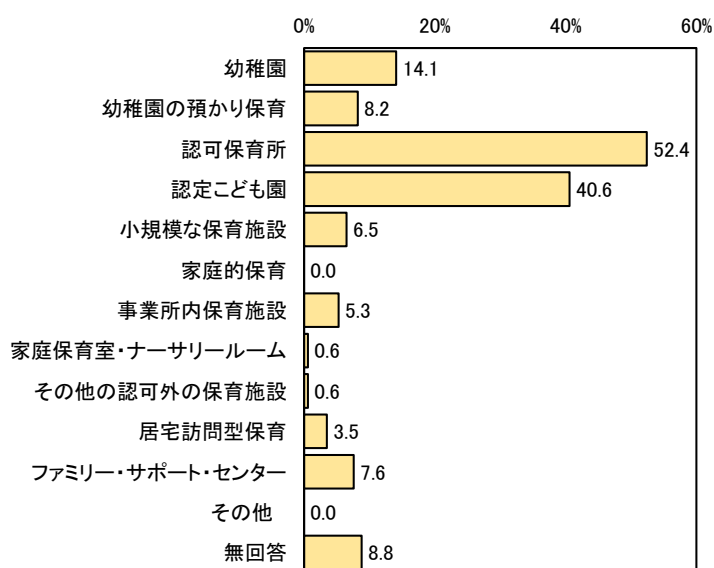
(4) 定期的に利用を希望する教育・保育事業【就学前児童保護者】

Q 現在の利用状況にかかわらず、宛名のお子さんのお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

●平日の教育・保育の事業として、定期的に利用したいと考える事業を尋ねたところ、今後定期的に利用したい事業は、「認可保育所」が52.4%で最も多く、以下、「認定こども園」が40.6%、「幼稚園」が14.1%、「幼稚園の預かり保育」が8.2%、「ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）」が7.6%など。

※なお、定期的な事業を利用したい場所については、「町内」が84.2%で大半を占めています。

(n=170)



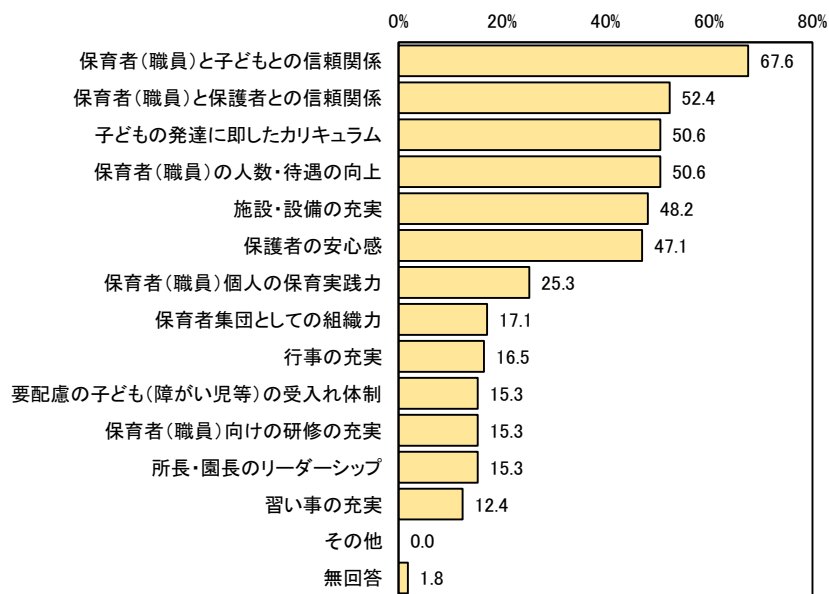
(5) 幼児期の教育・保育の「質」の向上に重要なこと【就学前児童／小学生保護者】

Q 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために、あなたが特に重要だと思うことはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

- 教育・保育の「質」の向上のために重要だと思うことを尋ねたところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに、「保育者（職員）と子どもとの信頼関係」が最も多く、以下「保育者（職員）と保護者との信頼関係」となっています。
- そのほか就学前児童の保護者からは、「子どもの発達に即したカリキュラム」、「保育者（職員）の人数・待遇の向上」、小学生の保護者からは、「保護者の安心感」、「施設・設備の充実」が多くあげられました。

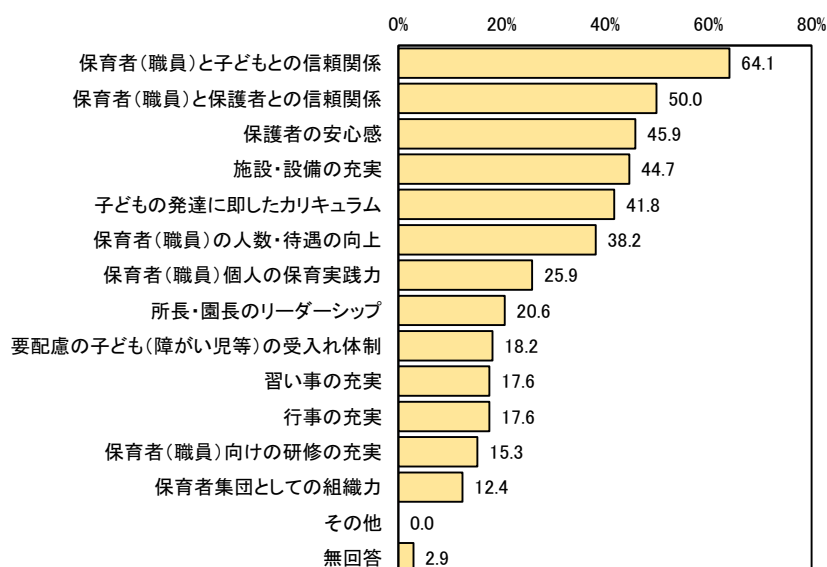
①就学前児童

(n=170)



②小学生

(n=170)



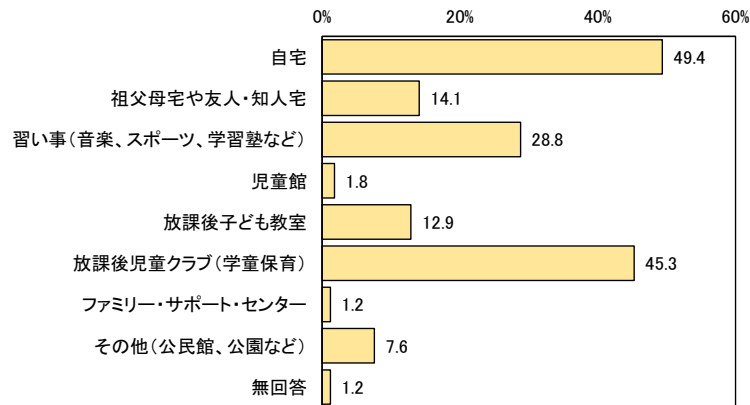
(6) 放課後児童クラブの利用希望【小学生保護者】

Q 放課後過ごさせたい場所（複数回答）

<低学年時>

- 小学生の保護者に、低学年（1～3年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所としては、「自宅」が49.4%で最も多く、以下、「放課後児童クラブ（学童保育）」が45.3%、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」が28.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が14.1%、「放課後子ども教室」が12.9%となっています。

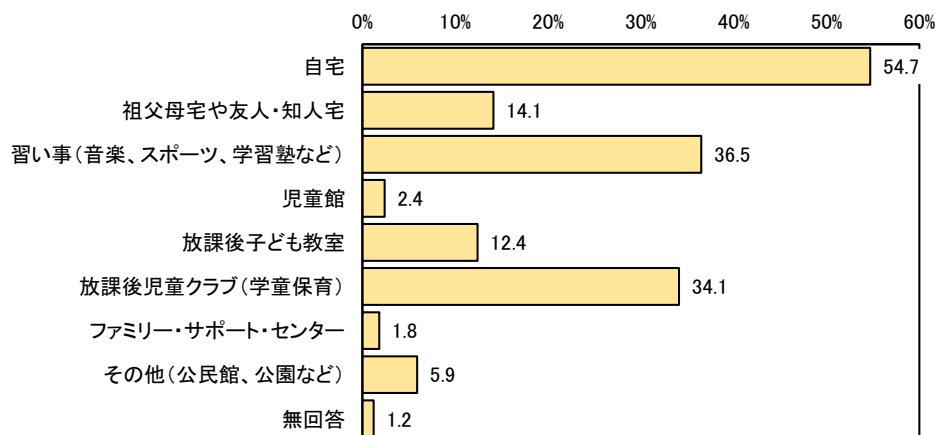
(n=170)



<高学年時>

- 小学生の保護者に、高学年（4～6年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所としては、「自宅」が54.7%で最も多く、以下、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」が36.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が34.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が14.1%、「放課後子ども教室」が12.4%となっています。

(n=170)



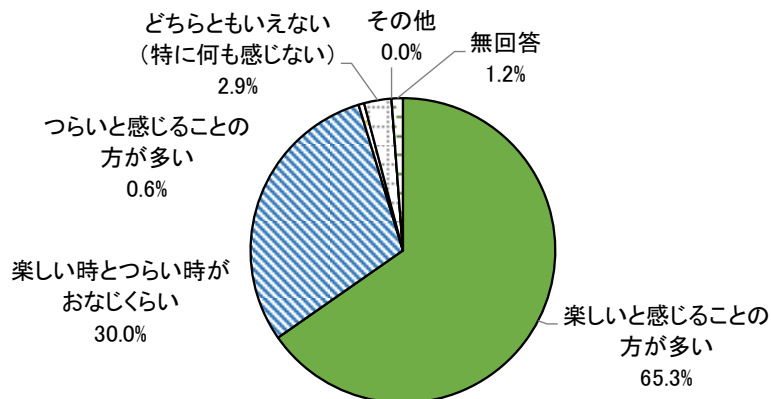
(7) 子育ての感想【就学前児童保護者】

Q 子育ては楽しいですか。(1つに〇)

- 就学前児童の保護者が子育てを楽しんでいると感じることが多いかどうかについては、「楽しいと感じることの方が多い」が65.3%で最も多く、以下、「楽しい時とつらい時がおなじくらい」が30.0%、「どちらともいえない(特に何も感じない)」が2.9%、「つらいと感じることの方が多い」が0.6%となっています。
- 小学生の保護者が子育てを楽しんでいると感じることが多いかどうかについては、「楽しいと感じることの方が多い」が55.3%で最も多く、以下、「楽しい時とつらい時がおなじくらい」が34.1%、「どちらともいえない(特に何も感じない)」が5.9%、「つらいと感じることの方が多い」が1.8%となっています。

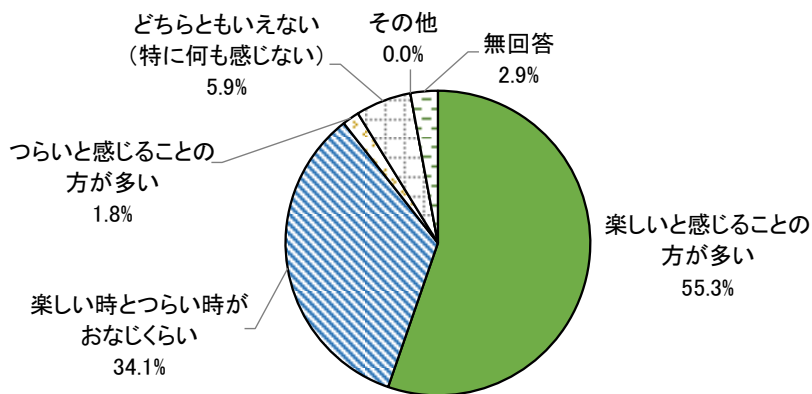
①就学前児童

(n=170)



②小学生

(n=170)

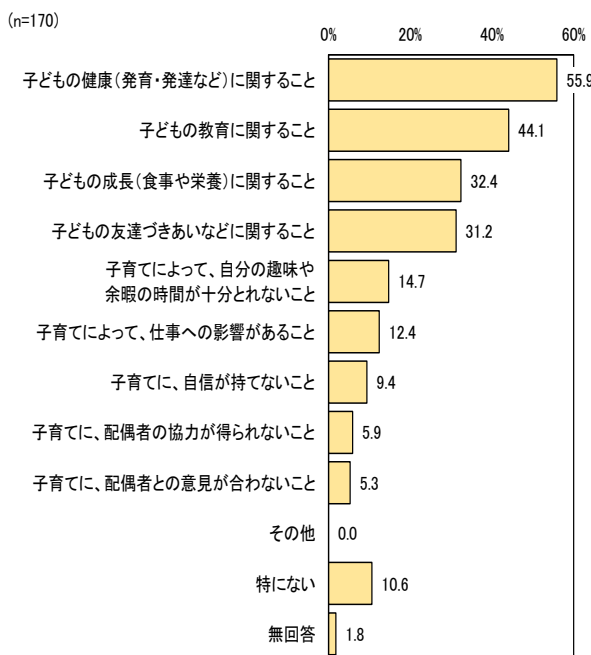


(8) 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること【就学前児童／小学生保護者】

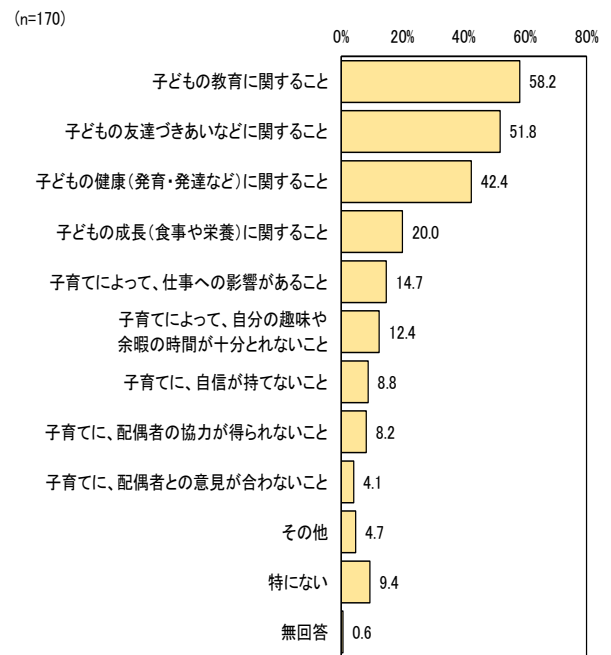
Q 子育てに関して日頃悩んでいることや気になることはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

- 就学前児童の保護者の子育てに関する悩みや気になることは、「子どもの健康（発育・発達など）に関すること」が55.9%で最も多く、以下、「子どもの教育に関すること」が44.1%、「子どもの成長（食事や栄養）に関すること」が32.4%、「子どもの友達つきあいなどに関すること」が31.2%、「子育てによって、自分の趣味や余暇の時間が十分とれないこと」が14.7%などとなっています。
- 小学生の保護者の子育てに関する悩みや気になることは、「子どもの教育に関すること」が58.2%で最も多く、以下「子どもの友達つきあいなどに関すること」が51.8%、「子どもの健康（発育・発達など）に関すること」が42.4%、「子どもの成長（食事や栄養）に関すること」が20.0%、「子育てによって、仕事への影響があること」が14.7%となっています。

①就学前児童



②小学生



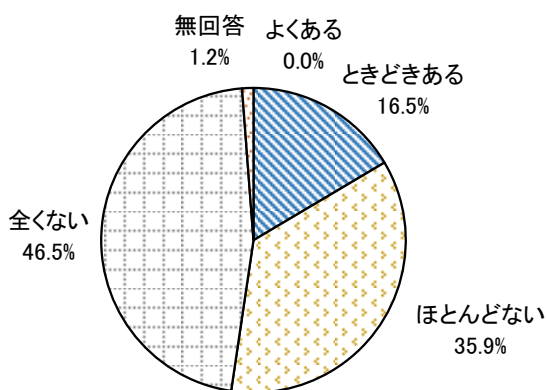
(9) 子どもを虐待していると思ったことはあるか【就学前児童保護者】

Q 自分が子どもを虐待していると思ったことはありますか。(1つに〇)

- 就学前児童の保護者に子どもを虐待していると思ったことがあるか尋ねたところ、「全くない」が46.5%で最も多く、「ほとんどない」が35.9%、「ときどきある」が16.5%となっています。
- 小学生の保護者に子どもを虐待していると思ったことがあるか尋ねたところ、「ほとんどない」が44.7%で最も多く、「全くない」が30.6%、「ときどきある」が22.4%となっています。

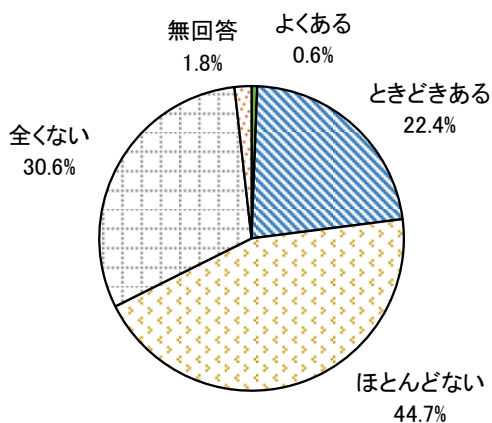
①就学前児童

(n=170)



②小学生

(n=170)

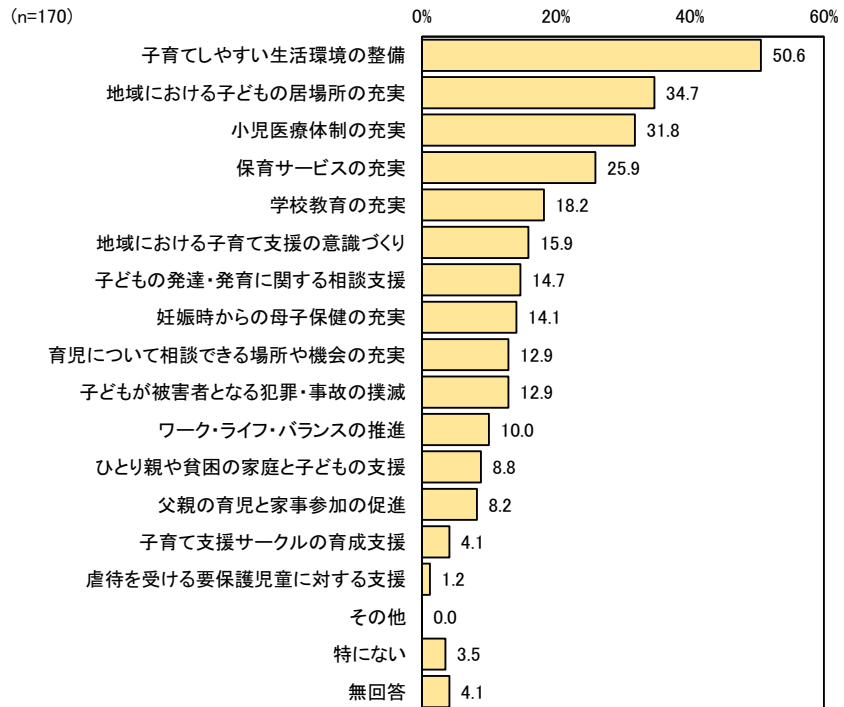


(10) 塩谷町において重要な子育て支援【就学前児童保護者／小学生保護者】

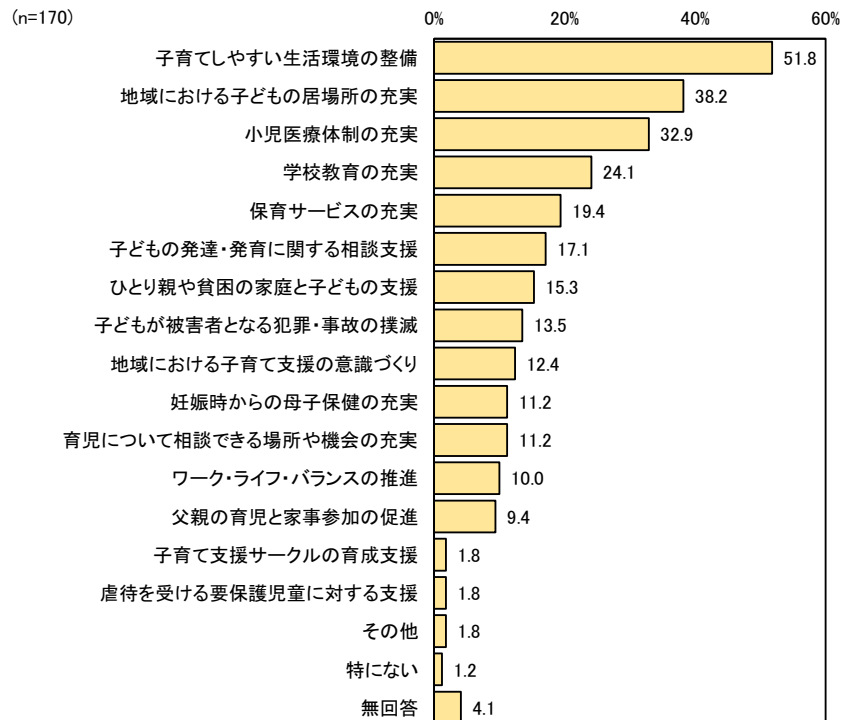
Q 塩谷町で子育てしていく上で、今後どのような支援や対策が重要であると思いますか。(あてはまるものすべて)

●塩谷町で子育てしていく上で、重要な支援や対策を尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも「子育てしやすい生活環境の整備」が最も多く、以下、「地域における子どもの居場所の充実」、「小児医療体制の充実」の順となっています。

①就学前児童



②小学生



6 第2期計画における主要課題

< 保育ニーズへの柔軟な対応 >

- 本町の就学前児童の母親の就労率は約8割に達しており、第1期の計画を策定した時よりも、保育を必要とする家庭の割合も増えている状況です。
- そのため保育の利用割合はすでに高い水準に達していると考えられるものの、幼児教育の無償化などにより非就労の母親が就労に出る契機となり、保育利用者の更なる掘り起しが考えられることから、利用状況をみながら、必要な保育の確保を図ることが必要です。
- 多様な保育ニーズに応えるため、町内において病児保育の提供に向けて検討していく必要があります。

< 放課後児童クラブ（学童保育）の定員の確保 >

- 本町の学童保育である放課後児童クラブについては、これまで町内の5クラブにおいて実施してきましたが、各家庭の事情を勘案して柔軟な運用を図ってきた結果、利用登録児童は年々増加して続けている状態です。
- 小学校においては、アンケート調査結果から今後も一定のニーズが確認できることから、放課後児童クラブも昼間家庭に親がいない児童の保育という本来の役割に立ち返った適切な運用を図っていく必要があります。
- また、学童保育と併せて、保育を必要としない子どものための放課後子供教室も含めた、一体的な子どもの居場所の充実を図っていくことも課題と言えます。

< 子育てしやすい生活環境の整備 >

- 塩谷町で子育てしていく上で、重要な支援や対策を尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも「子育てしやすい生活環境の整備」が最も多く挙げられています。
- 生活環境の整備を挙げた就学前児童の保護者の自由意見をみると、子どもの遊び場、室内の遊び場、公園を求める声が多く寄せられていました。
- 遊び場をはじめとする子育て関連施設に関する情報提供や、利用支援などの更なる充実に取り組んでいくことが求められます。

< 子育てに関する悩みや気になることの解消 >

- 保護者の子育てに関する悩みや気になることについては、就学前児童の保護者は「子どもの健康（発育・発達など）に関すること」、小学生の保護者は「子どもの教育に関すること」を最も多く挙げています。
- 子育て支援包括支援センターや保健センター等の周知に努め、健康づくりや発達に関する情報提供や相談支援の充実を図ることが必要です。
- さらに、幼児期から小中高に至るまでの教育環境の充実、教育に関する情報提供や支援に取り組んでいくことが求められます。

< 虐待防止等に向けた支援拠点の整備 >

- アンケート調査では、就学前児童の保護者に子どもを虐待していると思ったことがあるか尋ねたところ、「ときどきある」が16.5%となっています。
- 本町における児童虐待に関する相談事案は多くはないものの（多くなっており？）、核家族化、子育て家庭の孤立化などにより、（潜在的に）児童虐待発生の可能性が懸念される状況となっています。
- 国の方針でも児童虐待について総合的な支援を図る体制整備を市町村に求めていることから、すべての子どもとその家庭に対し、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を行うことのできる拠点機能を確保することが課題です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

本計画では、第1期塩谷町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、以下を基本理念と定めます。

< 基本理念 >

**元気に育て塩谷っ子
子育ての輪を広げよう**

本町では、家庭における子育てを基本にしながら、子どもの健やかな成長と親が安心して子育てできるよう、地域で子育てを支援する従来の理念を継承するものです。

この基本理念のもと、本町のすべての子どもが元気にいきいきと育つことのできる環境づくり、子育て家庭が夢や自信を持ちながら子どもと向き合える環境づくりを推進します。

子どもが元気に育つことを第一に、子育て家庭の負担感や不安感、孤立感が和らぐよう、地域の人々が子育て家庭に寄り添うことで、すべての町民に笑顔が輝く子育ての喜びがあふれるまちの実現を目指します。

(2) 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の3点を本計画の基本目標として掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

▶基本目標1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

すべての子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、新制度における教育・保育をはじめとする各種事業について、町内の提供体制の確保と充実を図ります。ニーズに応えられる必要な事業量の確保に努めるとともに、適切な事業評価と改善・努力によりサービスの質の向上を図ります。

▶基本目標2 塩谷っ子を健やかに育む環境づくり

塩谷町の子どもが健やかに育まれるためには、心身の健康を支える保健・医療環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要と考えられます。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関等の「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進します。さらに、子どもの遊び場や居場所の確保、公園や道路交通環境の整備を図るなど、親子でより安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

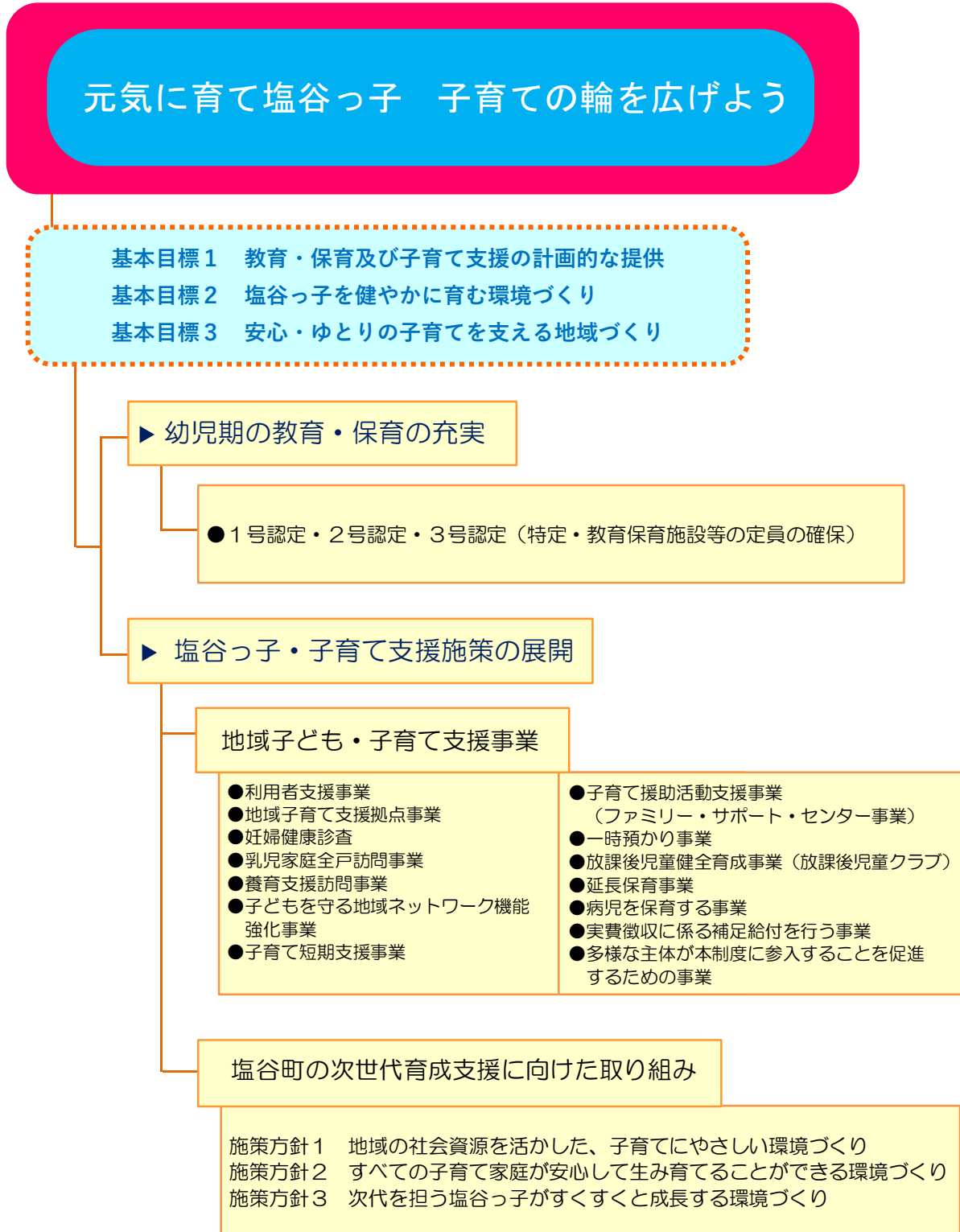
▶基本目標3 安心・ゆとりの子育てを支える地域づくり

保護者が子どもと向き合い、ゆとりを持って子育てできるためには、子育て家庭の近くにいる町民の子育て家庭への配慮と協力が必要です。また、仕事と生活の調和が図られるよう、企業側の理解と努力なども求められます。

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心とゆとりの中で子育てできる地域社会の実現に向け、本町のあらゆる人を巻き込み、子どもと親の育ちを支える町民みんなで支える地域づくりを推進します。

2 計画の体系

基本理念と基本目標の実現を目指して展開する施策等の体系を図に表すと以下のとおりとなります。



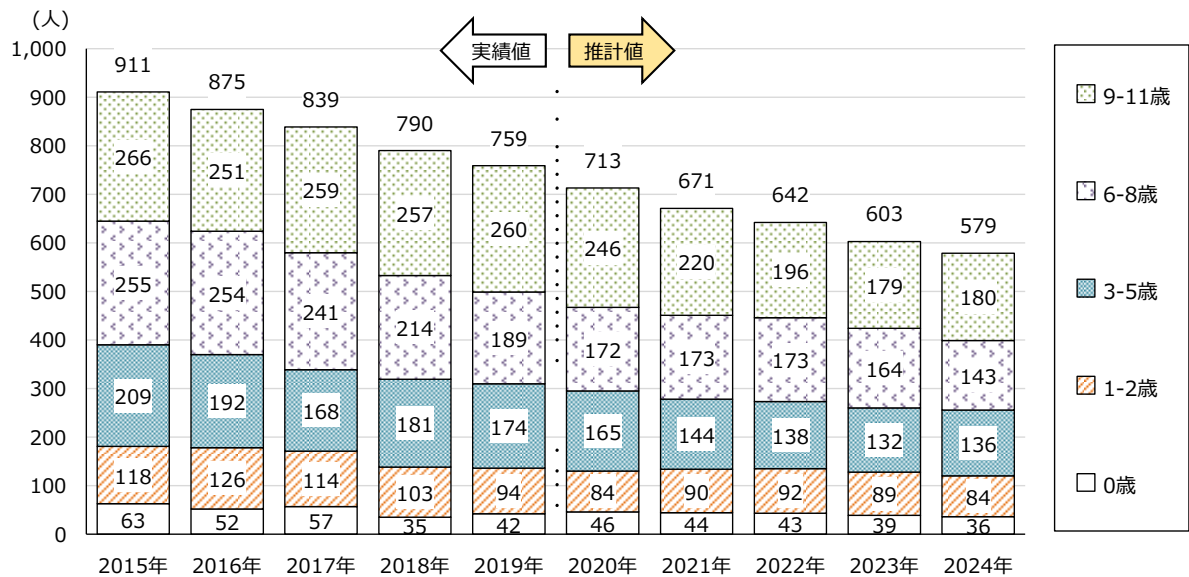
3 塩谷町の児童数の将来推計

本計画の対象となる児童数の見込みについて、平成27年(2015年)から平成31年(2019年)までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いて、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から11歳の児童数は減少する見通しであり、令和6年には256人と見込まれます。

年齢区分別にみると、令和6年における0～5歳の就学前児童数は平成31年から54人減の256人、令和6年における6～11歳の小学生は平成31年から126人減の323人と見込まれます。

■児童数の見込み



	実績値					推計値				
	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 平成31年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年
0-5歳	390	370	339	319	310	295	278	273	260	256
6-11歳	521	505	500	471	449	418	393	369	343	323
計	911	875	839	790	759	713	671	642	603	579

各年4月1日現在

※平成27年～平成31年は住民基本台帳による実績値。

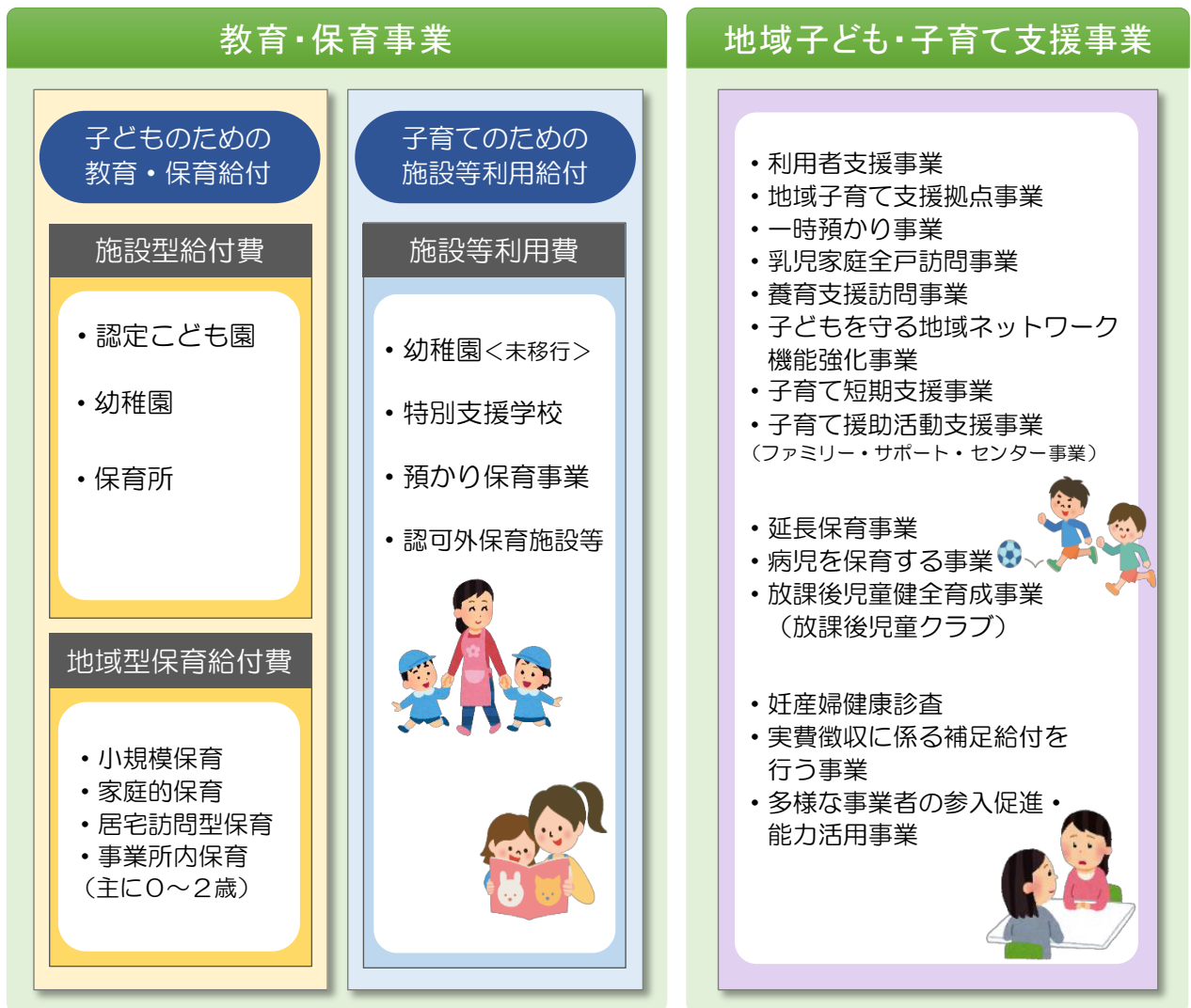
4 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

■教育・保育提供区域の設定対象となる事業



(2) 塩谷町における教育・保育提供区域

<本町の第1期の状況>

提供区域数	区域面積 (km ²)	就学前児童数 (人)	教育・保育施設数 (か所)	小学校数 (校)
1 (塩谷町全域)	176.06 km ²	310 人	3 (認定こども園：1) (認可保育所：2)	3

(平成31年4月1日現在)

本町においては、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど地域の枠を越えて施設や事業が利用される現状を考慮した場合、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要と考えられることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業について提供区域を分割することはせず、町全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めることとします。

■本町の教育・保育提供区域

事業及び主な対象年齢等		教育・保育提供区域
子ども・子育て支援給付	1号認定	3～5歳
	2号認定	3～5歳
	3号認定	0歳、1・2歳
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
	妊婦健康診査	妊婦
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など
	養育支援訪問事業	児童、保護者、妊婦
	子育て短期支援事業	0～18歳
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 1～6年生
	一時預かり事業 ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳
	病児保育事業	0～5歳 1～6年生
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1～6年生

5 第2期計画における成果指標と目標値

第2期計画において、各種施策を展開して達成を目指す成果指標と目標値は以下のとおりです。

成果指標 1	待機児童数	現状値 (令和元年)	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	▶教育・保育施設の入所待機児童を解消する	0人	⇒	0人	保健福祉課

成果指標 2	子育てを楽しいと感じる保護者の割合	現状値 (令和元年)	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	▶子育てを「楽しいと感じることの方が多い」割合を増やす	就学前 55.3% 小学生 65.3%	⇒	就学前 60% 小学生 70%	アンケート

成果指標 3	乳幼児健診の受診率	現状値 (令和元年度)	⇒	目標値 令和6年度	データ 取得方法
	▶乳幼児健診の受診率を増やす	4か月 : 100% 10か月 : 97.0% 1歳6か月 : 91.8% 3歳6か月 : 97.1%	⇒	100%	保健福祉課

成果指標 4	子どもを虐待した覚えのある保護者の割合	現状値 (令和元年)	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	▶子どもを虐待していると思ったことが「よくある」「ときどきある」の割合を減らす	就学前 16.5% 小学生 23.0%	⇒	就学前 8% 小学生 12%	アンケート

第4章 幼児期の教育と保育の充実

子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園や保育所などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

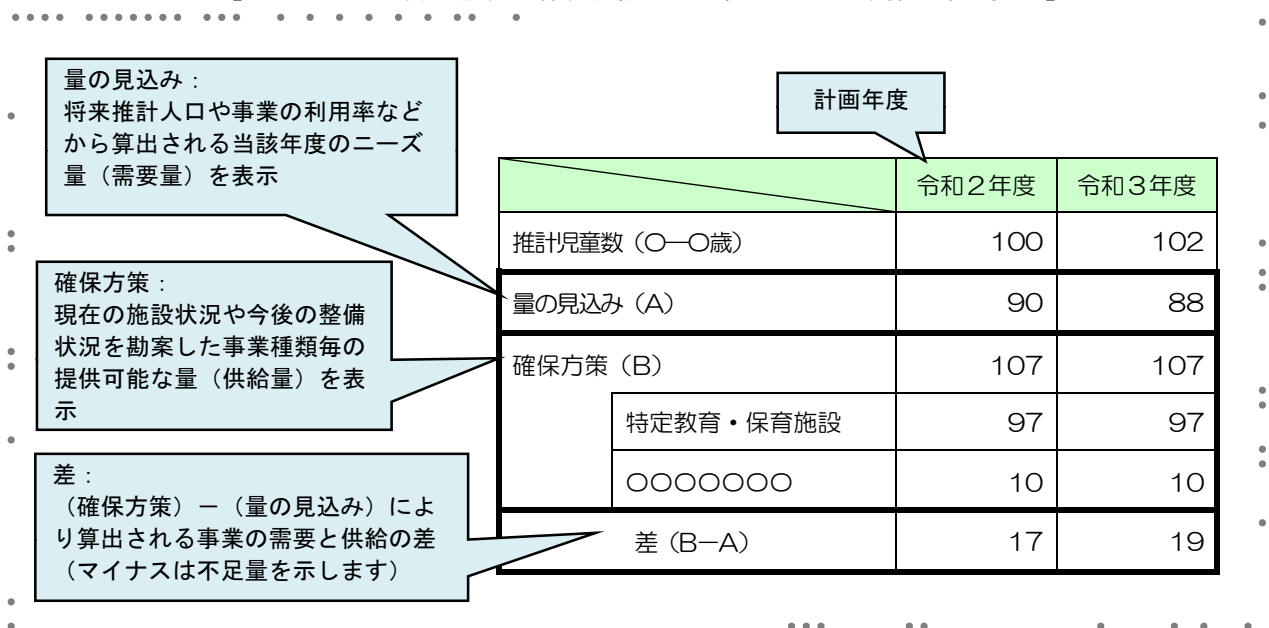
認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や産業構造、保護者の就労意向、教育・保育施設の利用状況や利用希望といった地域特性を十分に踏まえながら、必要な教育・保育の量の見込みと確保方策を計画します。

■年齢と認定（利用できる主な施設および事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

【※次ページ以降の教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方】



1 1号認定【3-5歳】

概要

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現 状】

本町では、平成31年度4月現在、町内の公立の認定こども園1か所において、幼児期の教育の提供を図っています。

本町の3-5歳の児童数は年々減少していますが、認定者数は近年ほぼ一定の水準で推移しています。

■第1期の実績

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
児童数（3-5歳）	209人	192人	168人	181人	174人
認定者数（A）	23人	20人	27人	25人	22人
利用定員（B）	30人	30人	30人	30人	30人
差（B-A）	7人	10人	3人	5人	8人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

児童数の減少に伴い、今後は、1号認定についても減少傾向で推移することが見込まれることから、引き続き、町内の認定こども園による現行の体制を維持することにより必要な定員は確保できる見込みです。

また、就労する保護者の保育の必要性にも着実に応えるべく、在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

■第2期の見込み

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
推計児童数（3-5歳）	165人	144人	138人	132人	136人
量の見込み（A：必要量）	23人	20人	19人	18人	18人
（他市町村児童）					
確保方策（B）	30人	30人	30人	30人	30人
特定教育・保育施設	30人	30人	30人	30人	30人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村児童）					
差（B-A）	7人	10人	11人	12人	12人

各年4月1日現在

◆ 幼児教育・保育の無償化 ◆

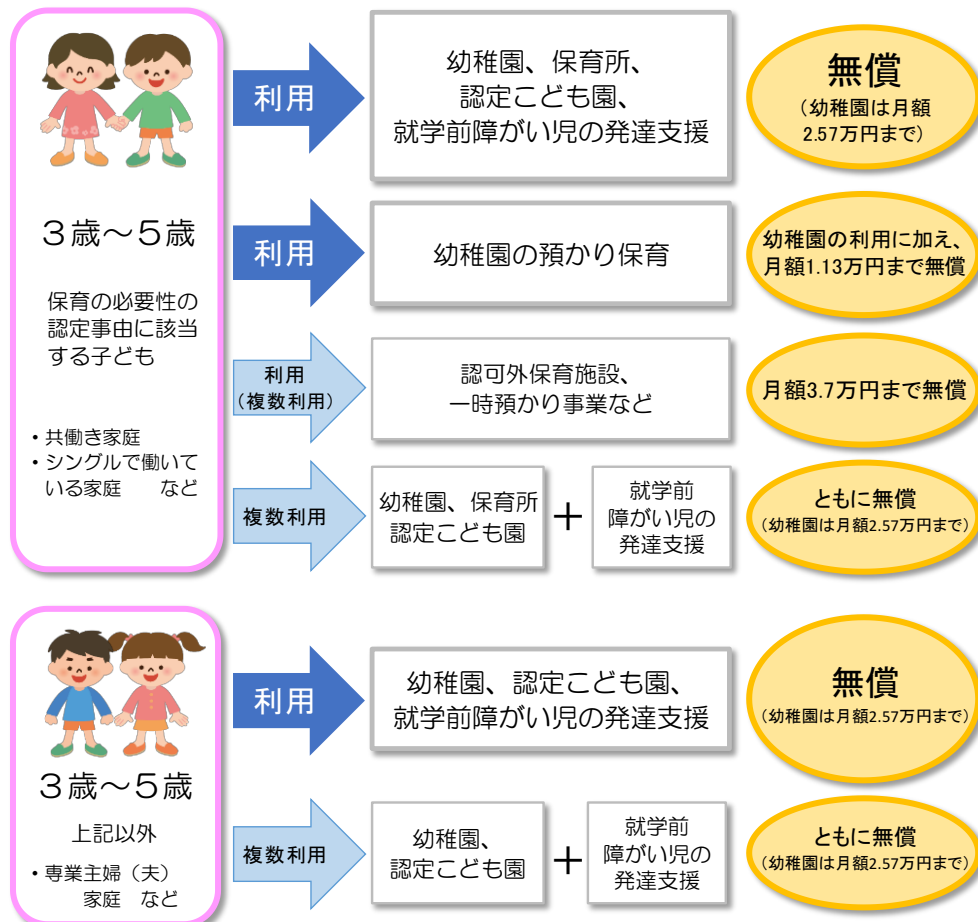
消費税率の引上げによる財源を活用した、若者も高齢者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、3歳以上の幼児教育の無償化が令和元年10月1日から始まりました。

少子化対策にもつながるよう、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育を推進します。

■ 幼児教育の無償化の内容

対象	無償化の内容
認定こども園 幼稚園、保育所 等	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○認定こども園、幼稚園、保育所も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■ 幼児教育の無償化のイメージ



2 2号認定【3-5歳】

概要

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現状】

本町では、平成31年度4月現在、町内の公立の認定こども園1か所、私立の保育所2か所において、保育の提供を図っています。本町の3-5歳の児童数は減少しているものの、認定者数は近年ほぼ横ばいで推移していますが、必要な定員は確保しています。

■第1期の実績

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
児童数（3-5歳）	209人	192人	168人	181人	174人
認定者数（A）	156人	142人	117人	134人	129人
利用定員（B）	180人	180人	180人	160人	160人
差（B-A）	24人	38人	63人	26人	31人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については3歳以上の教育・保育の無償化により増加が見込まれる状況にありますが、3-5歳の児童数の減少に伴って保育を必要とする児童数も減少する見通しであり、現行の提供体制を維持していくことで、必要な事業量は確保できる見込みです。

3-5歳の幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の保育利用ニーズが更に高まる可能性もあるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第2期の見込み

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
推計児童数（3-5歳）	165人	144人	138人	132人	136人
量の見込み（A：必要量）	136人	119人	114人	109人	112人
2号認定	136人	119人	114人	109人	112人
（他市町村児童）					
確保方策（B）	160人	160人	160人	160人	160人
特定教育・保育施設	160人	160人	160人	160人	160人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村児童）					
差（B-A）	24人	41人	46人	51人	48人

各年4月1日現在

3 3号認定【0-2歳】

概 要

0歳から2歳の就学前児童で、保育を必要とする子どもの認定区分です。

(1) 3号認定【0歳】

【現 状】

本町では、平成31年度4月現在、町内の公立の認定こども園1か所、私立の保育所2か所において、保育の提供を図っています。

0歳児童数は年によって差がみられますが、利用率については、以前の水準よりも増加している状況がうかがえます。

■第1期の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
児童数（0歳）	63人	52人	57人	35人	42人
認定者数（A：必要量）	3人	11人	3人	7人	5人
0歳保育利用率	4.8%	21.2%	5.3%	20.0%	11.9%
利用定員（B）	18人	18人	20人	20人	20人
特定教育・保育施設	18人	18人	20人	20人	20人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村児童）					
差（B－A）	15人	7人	17人	13人	15人

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本町の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、ニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率の更なる増加が想定されることから、利用児童数の増加を見込んでいます。

保護者の保育利用ニーズの高まりに応えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第2期の見込み

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
推計児童数（0歳）	46人	44人	43人	39人	36人
量の見込み（A：必要量）	13人	13人	13人	11人	11人
（他市町村児童）					
0歳保育利用率	28.3%	29.5%	30.2%	28.2%	30.6%
確保方策（B）	20人	20人	20人	20人	20人
特定教育・保育施設	20人	20人	20人	20人	20人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村児童）					
差（B－A）	7人	7人	7人	9人	9人

各年4月1日現在

(2) 3号認定【1・2歳】

【現 状】

本町では、平成31年度4月現在、町内の公立の認定こども園1か所、私立（公設民営）の保育所2か所において、保育の提供を図っています。

本町の1・2歳の児童数は年々減少しており、認定者数も減少傾向で推移しています。しかしながら、保育利用率は近年一定の水準で推移しており、平成31年度において53.2%となっています。

■第1期の実績

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
児童数（1・2歳）	118人	126人	114人	103人	94人
認定者数（A：必要量）	52人	64人	65人	58人	50人
1・2歳保育利用率	44.1%	50.8%	57.0%	56.3%	53.2%
利用定員（B）	82人	82人	82人	80人	80人
特定教育・保育施設	82人	82人	82人	80人	80人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村児童）					
差（B－A）	30人	18人	17人	22人	30人

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本町の1・2歳の児童数は減少していく見通しであるものの、ニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率の更なる増加が想定されることから、利用児童数は増加傾向から横ばいで推移することを見込んでいます。

保護者の保育利用ニーズの高まりに応えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第2期の見込み

(単位：人)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
推計児童数（1・2歳）	84人	90人	92人	89人	84人
量の見込み（A：必要量）	63人	67人	69人	67人	63人
（他市町村児童）					
1・2歳保育利用率	75.0%	74.4%	75.0%	75.3%	75.0%
確保方策（B）	80人	80人	80人	80人	80人
特定教育・保育施設	80人	80人	80人	80人	80人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村児童）					
差（B－A）	17人	13人	11人	13人	17人

各年4月1日現在

第5章 塩谷っ子・子育て支援施策の展開

1 地域子ども・子育て支援事業（法定事業）

子ども・子育て支援法に基づき、本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を計画します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う	0～5歳児 1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設する	0～2歳児
③	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施する	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	新生児、母親
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談や支援を行う	児童、保護者、妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る事業	児童、保護者、妊婦
⑥	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	0～18歳児
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行う	0～5歳児 1～6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園での在園児の預かり保育（延長保育）	3～5歳児
		保育所（園）などでの一時的な預かり保育	0～5歳児
⑨	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の時間を超えた延長保育	0～5歳児
⑩	病児保育事業	児童が病気からの回復期にある場合などにおいて、専用スペース等で一時的に保育を行います	0～5歳児 1～6年生
⑪	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場、生活の場を提供する	1～6年生
⑫	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成する	保護者
⑬	多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進するための事業	事業者

(1) 利用者支援事業

概 要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【 現 状 】

本町では、平成30年度より、保健福祉課に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師が中心となり、関係機関との連絡調整や、地域子育て支援センター等における出張相談などを通じて、保育サービスの情報提供や事業の利用支援を行い、妊娠期から子育て期に渡るまで、切れ目のないサポートに努めています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本型	—	—	—	0か所	0か所
母子保健型	—	—	—	1か所	1か所
計	—	—	—	1か所	1か所

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、保健福祉課内の子育て世代包括支援センターにおいて母子保健型事業を実施し、子育て家庭に対する情報提供や教育・保育施設や子育て支援サービス等の利用支援を図るとともに、利用者支援体制の更なる充実に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
計	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

【 現 状 】

本町では、子育て支援センター「たんぽぽ広場」を「認定しおやこども園」の隣に設置し、地域において子育て中のお母さんが子どもと一緒に立ち寄ることができる場所を提供しています。そのほか、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用数	1,079人日	759人日	897人日	1,341人日	1,240人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、子育て支援センター「たんぽぽ広場」において事業を実施します。ニーズ調査結果から、実績を大きく上回る利用を見込んでいますが、基本的に定員などは設定していない事業であることから、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,224人日	4,356人日	4,392人日	4,164人日	3,900人日
確保方策	延べ利用数	4,224人日	4,356人日	4,164人日	3,900人日
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

(3) 妊婦健康診査

概 要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【現 状】

妊婦に 14 回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。近年、受診者数、受診回数ともに、減少傾向にあります。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ受診回数	634回	690回	538回	420回	400回
実受診者数	89人	83人	89人	68人	50人

【量の見込みと確保方策】

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、県内医療機関と連携し、希望する医療機関・助産所等における受診機会の提供を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込みの	延べ受診回数	528人回	516人回	468人回	432人回	408人回
	実受診者数	44人	43人	39人	36人	34人
確保方策	実施体制	塩谷町保健福祉課、県内医療機関				
	実施場所	利用者が希望する医療機関				
	実施時期及び検査項目	①妊娠8週頃	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HCV、HIV抗体検査	⑧妊娠30週頃	基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査、HTLV-1抗体検査	
		②妊娠12週頃		⑨妊娠32週頃	基本健診	
		③妊娠16週頃	基本健診	⑩妊娠34週頃	基本健診、B群溶血性レンサ球菌検査	
		④妊娠20週頃	基本健診	⑪妊娠36週頃	基本健診	
		⑤妊娠24週頃	基本健診	⑫妊娠37週頃	基本健診	
⑥妊娠26週頃		基本健診	⑬妊娠38週頃	基本健診		
⑦妊娠28週頃	基本健診	⑭妊娠39週頃	基本健診			

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現 状】

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に町の保健師等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問家庭数	62 家庭	51 家庭	44 家庭	38 家庭	40 家庭

【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、町の保健師が実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげ、育児不安の軽減と虐待の未然防止に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	46 家庭	44 家庭	43 家庭	39 家庭	36 家庭
確保方策	実施体制	町の保健師			
	実施機関	塩谷町 保健福祉課			

(5) 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【 現 状 】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の保健師が対象者の自宅に訪問し、必要な支援を行っています。しかしながら、第1期計画期間においては、本町に事業の要件に該当する実績はありませんでした。

【 量の見込みと確保方策 】

第1期において事業の実績はありませんが、今後支援が必要となる家庭の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施する方針です。引き続き、町の保健師による実施体制を維持し、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めながら、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期の見込み

		(年間)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	実施体制	町の保健師				
	実施機関	塩谷町 保健福祉課				

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

【 現 状 】

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っています。しかしながら、第1期計画期間においては、地域ネットワークの機能強化を図る研修等は実施しておりません。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
代表者会議	0回	1回	1回	1回	1回
実務者会議	0回	3回	5回	5回	6回

【 量の見込みと確保方策 】

今後も現在の取り組みを継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。実務者会議を開催し、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実際に行った支援の状況把握・評価を定期的に行います。

さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応の知識とスキルの向上を図るため、構成機関を対象とした専門研修等の実施について検討していきます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
代表者会議	1回	1回	1回	1回	1回
実務者会議	6回	6回	6回	6回	6回

(7) 子育て短期支援事業

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【 現 状 】

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業です。町内に提供施設はありませんが、近隣の児童養護施設と契約を結んで提供体制を確保しており、第1期計画期間においては平成29年度において利用実績がありました。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用数	0人日	0人日	5人日	0人日	0人日
提供施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保方策 】

利用実績も限られており、また、ニーズ調査結果からニーズ量は算出されませんでした。引き続き、近隣の児童養護施設による提供体制を確保します。利用希望があった場合には、近隣の児童擁護施設等との連携を図り、必要な支援に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
提供施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(8) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】(ファミリー・サポート・センター事業)

概 要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。(※ここでは就学児対象分のみ)

【現 状】

本町では、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は実施しておりません。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果から、就学児対象の子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)のニーズ量は算出されなかったものの、令和元年度に開設した「しおらんど」においては、そこに集う保護者が互いの子どもを一時的にみるような相互に助け合う状況もうかがえます。

このような保護者の動向やニーズ等を踏まえながら、第2期計画期間中に、ファミリー・サポート・センターを立ち上げる予定です。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
センター設置数	—	1か所	1か所	1か所	1か所

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児対象の一時預かり

概 要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【 現 状 】

本町に幼稚園はないため、町内の認定こども園1か所において、1号認定を対象とした預かり保育を実施しています。ここ2年間においては、利用がわずかに見られる程度の状況となっています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用数	19人日	16人日	23人日	0人日	1人日
実利用人数	5人	5人	9人	0人	1人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果からニーズ量は算出されませんでした。第1期の実績の平均値から必要な事業量を見込みました。認定こども園における1号認定を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保護者の希望どおりの対応を実施しており、基本的に定員は設定していないことから、仮に想定よりも利用希望が多くなった場合にも必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	12人日	12人日	12人日	12人日	12人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 保育所（園）その他の場所での一時預かり

（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

概 要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

確保方策 の類型	<p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p> <p>○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業</p>
-------------	---

【現 状】

令和元年度現在、2か所の保育所において、一時預かり事業を実施しています。利用実績は年によって波がある状況ですが、近年は以前よりも減少傾向にあります。

■第1期の実績

（年間）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用数	71人日	95人日	111人日	35人日	49人日
実利用人数	11人	11人	14人	3人	7人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果からニーズ量は算出されませんでした。第1期の実績の平均値から必要な事業量を見込みました。引き続き、2か所の保育所において実施する一時預かり事業のほか、令和3年度以降は、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供体制の確保を図る予定であり、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

なお、本町においては、トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）を、一時預かり事業の確保方策としては見込んでおりません。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日
確保方策	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所
一時預かり事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
子育て援助活動支援事業	—	1か所	1か所	1か所	1か所
トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【現 状】

本町では、3つの小学校区それぞれに計5つのクラブを設置し、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。平成30年4月より、「玉生クラブ」「すみれクラブ」「大宮クラブ」の3クラブで6年生まで利用が可能となりました。

実際の運用として、保護者の就労状況等を踏まえながらも柔軟な受入れを行っていることから、近年、高学年児童を中心に利用登録数は増加していますが、平成29年度にクラブを増設したことにより、十分な定員を確保しています。

しかしながら、一部の特定のクラブでは定員を上回る利用登録がある状況にあるものの、登録児童のすべてが毎日利用するというわけではないことから、事実上は希望するすべての児童が毎日利用できる状況となっています。

■第1期の実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数 (A)	小学1～3年	89人	97人	95人	92人	86人
	小学4～6年	12人	18人	15人	30人	50人
	計	101人	115人	110人	122人	136人
定員数 (B)		120人	120人	200人	200人	200人
設置数		3クラブ	3クラブ	5クラブ	5クラブ	5クラブ
差 (B-A)		19人	5人	90人	78人	64人

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果から、従来よりも多くの利用を見込んでいます。本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き3つの小学校それぞれで計5クラブを運営し、必要な事業量の確保を図ります。

これまで、利用希望者の受入れについては柔軟に対応しておりましたが、定員の上限を超えているクラブもあることから、今後は就労等により保護者が昼間家庭にいない子どものための保育というクラブの本来の趣旨に立ち返った適正な運用に努め、必要な事業量の確保を図ります。

さらに、今後は、新・放課後子ども総合プランに基づき、一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の推進を図りながら、事業量の確保に努めます。

また、障がいのある子どもへの対応については、教育委員会と施設間で連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (A)	小学1～3年	88人	95人	102人	103人	96人
	小学4～6年	62人	71人	77人	82人	95人
	計	150人	166人	179人	185人	191人
定員数 (B)		200人	200人	200人	200人	200人
設置数		5クラブ	5クラブ	5クラブ	5クラブ	5クラブ
差 (B-A)		50人	34人	21人	15人	9人

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

【現 状】

令和元年度現在、町内の1か所の認定こども園及び2か所の保育所の計3か所において、延長保育を実施しています。各園それぞれが設定する範囲で保育時間を拡大し、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。利用者数は、増加傾向にありましたが、近年は一定の水準で推移している状況です。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実人数	44人	45人	66人	62人	人
実施施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

開園時間

ふにゅう保育園 7:00～19:00 (延長保育時間18:00～19:00)
 おおみや保育園 7:00～19:00 (延長保育時間18:30～19:00)
 ※認定しおやこども園 7:30～18:30 (保育短時間認定児童の延長保育のみ)

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果を踏まえ、事業量を見込んでいます。引き続き、町内の1か所の認定こども園及び2か所の保育所の計3か所において実施する見込みであり、事業の性質上、定員の設定などはないことから、従来と同等以上の利用があった場合にも、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	39人	37人	37人	35人	34人	
確保方策	利用実人数	39人	37人	37人	35人	34人
	実施施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(12) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

概 要

児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業 ○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業
-------	---

【現 状】

本町では、近隣の市町と広域利用の協定を結び、病児・病後児保育事業（病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型）を実施しています。令和元年度現在、近隣市3か所の施設で利用することができ、利用者数は一定の水準で推移しています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延べ人数	1人日	0人日	1人日	3人日	1人日
実施施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果を踏まえ、これまでの利用実績を大幅に上回る事業量を見込んでいますが、引き続き、近隣市の3か所の施設に委託して事業を実施することにより、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。ニーズが認められるにも関わらず、第1期においては利用実績がわずかであったことから、利便性を高めるため、町内における事業の実施体制の確保についても検討していきます。

なお、本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を、病児を保育する事業の確保方策としては位置づけておりません。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)		259 人日	244 人日	240 人日	228 人日	225 人日
確保方策 (B)	病児保育事業	259 人日	244 人日	240 人日	228 人日	225 人日
		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
差 (B - A)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 現 状 】

本町においては、第1期計画中、この事業は実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

【 現 状 】

本町においては、第1期計画中、この事業は実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

2 塩谷町独自の子育ての支援施策（次世代育成支援に向けた取り組み）

施策方針1 地域の社会資源を活かした、子育てにやさしい環境づくり

●主な施策・事業（重点事業、新規事業）

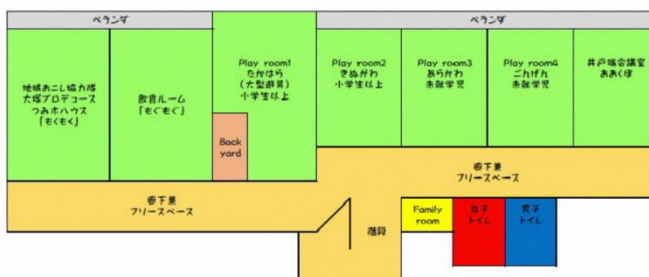
●塩谷町こども未来館「しおらんど」

本町は、日頃より質の高い児童育成を目指しており、育児環境の向上の一環として、地域おこし協力隊の皆様にご協力いただき、子どもの遊び場と保護者の交流の場として「塩谷町こども未来館（通称:しおらんど）」を、令和元年度、旧塩谷町立大久保小学校にオープンさせました。

今後は、子どもの遊び場と保護者の交流の場をはじめ、子育てに関する相談支援、子育てサークルの立上げや運営支援など、子育て支援の拠点的功能の充実に努めていきます。



しおらんど案内図



- ★ 開館日・・・火曜日から日曜日
- ★ 開館時間・・・午前9時30分から午後4時30分
(11月から2月は午前10時から午後4時)
- ★ 利用対象・・・0歳から小学校6年生までのお子さま
- ★ 休館日・・・月曜日
(ただし、月曜日が祝日の場合は、休み明けの日)年末年始(12月28日から1月3日)
- ★ 入館料・・・無料



●こどもの貧困対策

一人ひとりの子どもの権利と将来の可能性に格差が生じないように、その幸せと最善の利益を第一に考えながら、経済面での支援を要する子ども及び子育て家庭に対する適切な支援を図ります。

■貧困対策に関連する町の事業

【就学援助】

学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小・中学生の保護者に対して、所得額に応じて、給食費・学用品費等の一部を支給します。

【自立相談支援事業】

生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施します。

■貧困対策に関連する民間の取組支援

【学習支援】

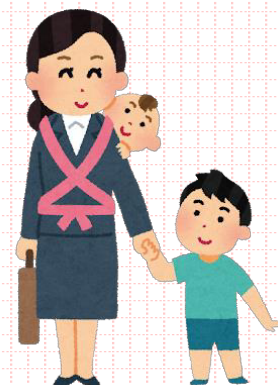
子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないことがないように、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援の取り組みを支援します。

【子ども食堂の運営支援】

地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂の運営を支援します。

【フードバンクの運営支援】

企業などから余った食品を集めて保管し、生活に困っている子育て家庭に無料で配る「フードバンク」の取り組みを支援します。



●その他の主な関連施策・事業一覧

1) 地域で支える子育ての支援・子育て環境の充実

事業名	事業内容	担当部署
1 幼児期の教育・保育の確保	0歳児から小学校就学前の子どもたちに、質の高い教育・保育を提供します。	保健福祉課
2 子ども・子育て支援事業の充実	町内の認定こども園、保育所における0歳児からの保育、延長保育、入所児以外の一時的な保育、病児・病後児保育、子育て支援センターの運営など、子どもと子育て家庭を支援する各種事業を実施します。	保健福祉課
3 児童手当の支給	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。	保健福祉課
4 都市公園等整備事業	公園・緑地等を整備し、親子や子どもたちの憩いの場やレクリエーション・遊び・交流・運動等の場を提供し、親子が安心して利用できるようにするとともに、心身の健全な育成を図ります。	建設水道課 生涯学習課
5 塩谷町こども未来館（しおらんど）	子どもの遊び場と保護者の交流の場として、「塩谷町こども未来館（通称：しおらんど）」を旧塩谷町立大久保小学校において運営します。	保健福祉課
6 教育相談事業	学校教育課担当者が関係機関と連携し、就学相談・教育相談を行うほか、専門相談員等の配置により事業に充実を図ります。	学校教育課
7 育児相談	町内の保健師による育児についての相談・助言を行い、育児に悩む保護者の心理的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 子育て支援センター
8 こころのなやみ相談テレフォン	小中学生及びその保護者を対象として、電話で相談を受けて悩みの解消に努めます。	学校教育課
9 青少年問題協議会	青少年の健全育成を図るため、関係各組織・団体の代表者が集まり協議会を設置し、町内巡回や作文コンクール等を通して、子どもの健全な育成を図る環境を醸成します。	生涯学習課
10 子育て登録制ボランティア活用	親の急病やリフレッシュ等のための一時預かりや時間外家庭保育等をお願いできる子育てボランティアネットワークをつくり、安心して子育てできる体制の整備を検討します。	保育園 認定こども園
11 子育て支援団体の育成	「しおらんど」の利用者を中心にした子育てサークル及び支援サークル等の団体の立上げ及び活動の支援を図ります。	保健福祉課

2) 児童虐待の予防・対応の推進

事業名	事業内容	担当部署
1 児童虐待に対する相談窓口の充実	児童虐待の他、障がい児や非行児童の相談等、子どもに関するあらゆる種類の相談業務を保健福祉課の相談窓口で実施しており、その充実に努めます。	保健福祉課
2 児童虐待対策事業	児童虐待事例や予防対策の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を活用した、児童虐待を含め緊急性のある個別ケース等に迅速に対応します。	保健福祉課
3 DV対策と連携	児童虐待対策事業での組織を活用し、DV(ドメスティック・バイオレンス)についても相談支援体制を強化しています。	保健福祉課
4 母子保健等との連携	乳幼児健診相談の際に、子どもの身体を見ること等で、児童虐待の未然防止・早期発見を図ります。	保健福祉課
5 子育て家庭総合支援拠点の整備	児童虐待について総合的な支援を図るため、すべての子どもとその家庭に対し、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を行うことのできる拠点機能の整備を検討します。	保健福祉課

3) 子どもの貧困対策及び社会的養育等の推進【新規】

事業名	事業内容	担当部署
1 子どもの貧困対策の推進	生活保護に至る前の段階から、民生委員・児童委員をはじめ、県や関係機関と連携して生活に困窮した世帯の自立を支援します。貧困の連鎖を防止するため、そうした家庭の子どもたちの学習支援等に努めます。	保健福祉課 学校教育課
2 要保護・準要保護児童生徒の就学支援	民生児童委員と協力し認定事務を行い、該当児童生徒の保護者に対し、学校で必要な経費の一部を支給し就学を支援します。	学校教育課
3 社会的養育の推進	児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。	保健福祉課

施策方針2 すべての子育て家庭が安心して生み育てることができる環境づくり

●主な施策・事業（重点事業、新規事業）

●母子手帳アプリ「すくすくしおやっこ」

本町では、子育て支援の一環として、平成31年4月から、スマートフォンなどに対応した母子手帳アプリ「すくすくしおやっこ」の提供を開始しました。スマートフォンのiOSとアンドロイド、パソコン（ウェブ版）に対応しており、町民のほか、町で里帰り出産する妊婦や町に実家がある人が利用することができます。



■アプリの機能

アプリを通じて、医療機関や公園、子ども医療費助成制度の案内など、町からの情報にもアクセスできるほか、子育て支援センターの行事予定などのニュース、町からのお知らせはプッシュ通知で届きます。

また、妊娠週数や子どもの月齢に合わせた育児アドバイスも提供し、沐浴（もくよく）や離乳食作りといった動画も載せていて、育児不安の解消を図ります。

そのほか、健診記録や予防接種のスケジュール管理などの機能を搭載し、子どもの体重や身長を記録してグラフ化できるほか、寝返りやひとり歩きなど約150項目の“初めて記念日”を登録でき、それらの記録は家族間などで共有もできます。

●赤ちゃん誕生祝い金の支給

町では、少子化対策と子育て支援の一環から、平成25年4月1日以降出生した赤ちゃんに誕生祝金を支給し、町全体でお祝いするとともに、健やかな成長をお祈りしています。

■支給要件

出生時において、父と母が塩谷町の住民基本台帳に記載されている方で、引き続き塩谷町に居住する意思を有する方。（ただし、お子様の父または母が上記の要件を満たしている場合は、出生以前の父または母の塩谷町における在住期間の要件は適用しません）

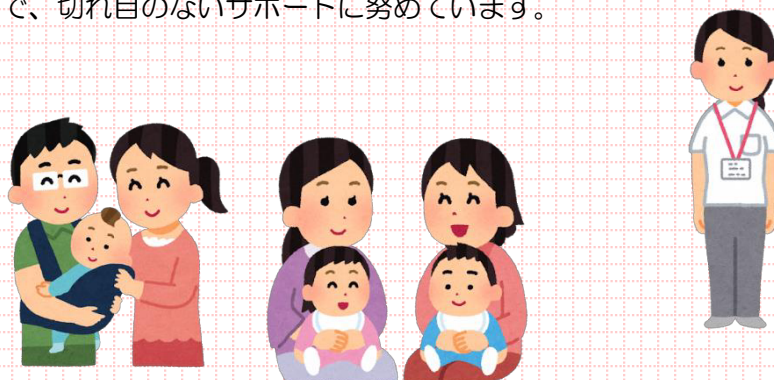
■誕生祝金額

お子様一人30,000円です。（口座振込）



●子育て世代包括支援センター

本町では、平成30年度より、保健福祉課に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師が中心となり、関係機関との連絡調整や、地域子育て支援センター等における出張相談などを通じて、保育サービスの情報提供や事業の利用支援を行い、妊娠期から子育て期に渡るまで、切れ目のないサポートに努めています。



●その他の主な関連施策・事業一覧

1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	担当部署
1 子育て世代包括支援センター【新規】	保健福祉課に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師が中心となり、妊娠期から子育て期に渡るまで、切れ目のないサポートを行います。	保健福祉課
2 妊娠届受理、母子健康手帳交付	妊娠届受理の際、併せて母子健康手帳を交付します。妊婦に対し必要な保健指導・相談や健康診査を行い、主体的に妊娠や出産に取り組むよう妊娠・出産・育児について母子健康手帳に記載することを指導します。	保健福祉課
3 妊婦一般健康診査	妊娠中に14回の健康診査の費用(定額)を給付し、胎児や妊娠の異常を早期に発見し、適切な治療や指導等を行うことにより、安心して出産できるように支援します。	保健福祉課
4 乳幼児健診事業	乳児(3・4・10か月)、幼児(1歳6か月・3歳6か月)を対象に健康診査を行い、乳幼児の発育・発達状況を確認し、乳幼児が健やかに成長することを支援するとともに、相談や指導を行うことにより、親の育児不安の軽減を図ります。	保健福祉課
5 のびのび発達相談	年中児を対象に、保育士、臨床心理士、保健師、学校関係者等によって観察と支援が行われています。発達障害等の早期発見と療育への支援を行い、就学へのスムーズな移行を図ります。	保健福祉課
6 乳幼児健診精密検査	乳幼児健診等で精密検査が必要とされた事例に対し、初診料及び初回の医療費を給付し、乳幼児の健康の保持を支援します。	保健福祉課
7 就学児健康診断	入学予定児童を対象に、学校保健安全法に基づいて健康診断を実施します。	学校教育課
8 予防接種事業	予防接種法に基づき、ポリオ、BCG、三種混合、麻疹、風疹、日本脳炎等の予防接種を行い、子どもの健康を守るとともに、伝染の恐れのある疾病の発生・まん延を予防します。	保健福祉課
9 乳幼児相談	6か月・12か月・2歳児を対象に栄養発達・歯科保健等を視野に入れた個別相談を実施し、乳幼児の健康の保持増進を図ります。	保健福祉課
10 育児相談会	継続相談を必要としている方への対応を主として実施し、子どもの健やかな成長と親の不安感や負担感の軽減を図ります。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当部署
11 新生児・産婦家庭訪問	原則として、全ての新生児・産婦の家庭を、保健師等が訪問し、妊婦や乳児の健康、発育等についての相談・助言を行い、妊娠や育児についての不安の解消や子どもの健やかな成長を支援します。	保健福祉課
12 乳幼児家庭訪問	健診等において、事後指導が必要と認められた乳幼児の家庭を訪問し、子どもの成長や育児についての相談や助言を行い、子どもが元気に育つように支援します。	保健福祉課
13 訪問指導	学校等との連携により、児童虐待や思春期の問題があるケースに対して必要に応じて訪問し、本人及びその家庭の支援をします。	保健福祉課
14 妊産婦医療費助成	妊産婦が病院に支払った医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、疾病の早期発見を促進し母子保健の向上を図ります。	保健福祉課
15 こども医療費助成事業	高校生までの医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、疾病の早期発見を促進し乳幼児・児童保健の向上を図ります。	保健福祉課
16 小児救急医療整備事業	休日当番医制度を実施し、休日夜間こども診療室を運営し、緊急時の医療の確保に努め、安心して子育てできるよう、医療体制の整備を図ります。	保健福祉課

2) 食育の推進

事業名	事業内容	担当部署
1 食育の相談指導	食育の推進を図るため、在宅栄養士等の協力を得て、子育て家庭での栄養や正しい食事・食生活についての相談指導や講話を行うことを検討します。	子育て支援センター
2 食育の推進	保育参観、家庭教育学級、給食等を通して、食に関心を持たせ、食の大切さや食べる喜びを体験させることにより、心身の健全育成を図ります。また、小中学校においても給食主任を中心として栄養教諭と協力して、正しい食に関する指導を行い、児童生徒に「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につかせます。	保育園 認定こども園 学校教育課 生涯学習課 産業振興課

3) 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容	担当部署
1 小中学校健康教育	生活習慣病をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用、性に関する問題など様々な課題について、各学校において、発達段階に応じた適切な健康教育を実施します。	学校教育課
2 スクールカウンセラー・教育相談員の配置	中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者を対象とした教育相談、教職員に指導方法等の助言をします。	学校教育課
3 喫煙対策	校医からの指導及び提供された資料をもとに各学校で、喫煙の健康に対する悪影響等を教育し、児童生徒の喫煙防止を図ります。	学校教育課
4 学校保健事業	学校保健安全法で定められた項目に加え、対象学年に応じ、小児生活習慣病健診、貧血検査、骨密度検査を実施し、児童生徒の疾病の予防と、健康管理を推進します。	学校教育課
5 SOS の出し方教育の推進【新規】	子どもが危機的状況に陥ったとき、身近にいる信頼できる大人に SOS を出すことができるよう、また、身近にいる大人が適切に支援できるようにするための教育を推進します。	学校教育課

4) 障がい児及び家庭への支援

事業名	事業内容	担当部署
1 障がい児保育事業	保育を必要とする障がいのある児童に、障がい児担当保育士を配置し、健全な児童とともに保育所の集団生活の中で保育することにより児童の福祉増進を図ります。	保健福祉課
2 障害児福祉サービス	近隣市町との連携を図り、児童福祉法に基づく障がい児の福祉サービスの提供体制の確保に努めます。 ●障害児通所支援 ●障害児入所支援 ●障害児相談支援	保健福祉課
3 特別児童扶養手当	心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対し申請により給付し、経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課
4 特別支援学級児童生徒の就学支援	町内特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校で必要な経費の一部を支給し、就学を支援します。	学校教育課
5 福祉タクシー利用料金助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A及び精神障がい者保健福祉手帳1・2級の障がい児(者)に対し、利用券を1か月4枚交付し基本料金を助成することにより、障がい児(者)の日常生活の利便を図ります。	保健福祉課

5) ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業内容	担当部署
1 ひとり親家庭福祉医療助成	ひとり親家庭が病院に支払った医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、疾病の早期発見を促進し、ひとり親家庭の健康の向上を図ります。	保健福祉課
2 児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。	保健福祉課
3 母子寡婦福祉資金貸付	配偶者のいない女性で現に児童を扶養している者及び、かつて、母子家庭の母であった者並びに両親のいない児童に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、所要の資金を貸し付けます。	保健福祉課

施策方針3 次代を担う塩谷っ子がすくすくと成長する環境づくり

●主な施策・事業（重点事業、新規事業）

放課後子ども総合プラン

■実施目標

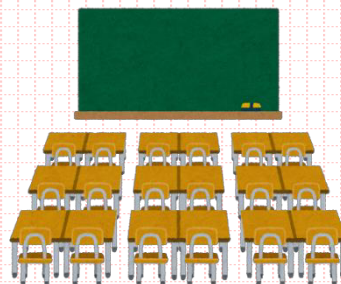
○放課後子供教室の実施にあたっては、余裕教室や放課後に使用していない特別教室等を活用し、放課後児童クラブの実施にあたっては、空き教室や専用施設を活用します。

【令和6年（令和5年度末）の実施目標】

	平成31年4月 【現 状】	令和6年3月 【目標年】
放課後児童クラブ数	5クラブ	5クラブ
放課後子ども教室数	1教室	1教室
一体的実施数	0か所	1か所

■実施に向けた方策

- 実施に向け、実施主体である教育委員会と保健福祉課が連携し、小学校との協議を行い、放課後子ども総合プランの必要性及び意義等への理解を促します。
- 実施の際には、運営委員会を設置し、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
- 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日等を検討するための小学校との定期的な協議の場を設けます。
- 放課後活動の実施にあたっては、教育委員会及び保健福祉課において十分協議し、責任体制の明確化を図ります。
- 教育会議等を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。
- 放課後児童クラブについては、保育の必要性が高い未就学児がその延長で使うケースが多くみられることから、保健福祉課の保育担当部署から教育委員会への情報提供を図り、両事業の円滑な推進を目指します。
- 保護者のニーズや現場の状況などを勘案し、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の開設時間の検討を行います。



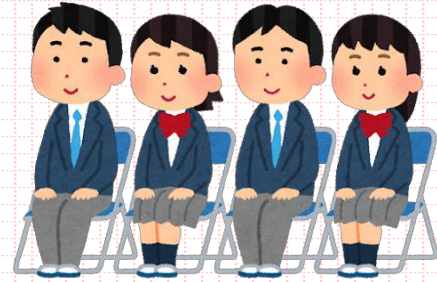
● 中学校進学祝金事業

中学校進学予定のお子様を有する町内世帯へ中学校進学祝金を交付することにより、保護者の方等が準備経費等の一部として活用いただくことで、町内に住み続けながら、お子様の健全な育成と子育て支援の推進を図ります。

なお、交付については、塩谷町共通商品券を発行することで町内の購買促進にも繋がるよう進めています。

■ 給付額

対象となるお子様 1人あたり 20,000 円



●その他の主な関連施策・事業一覧

1) 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備

事業名	事業内容	担当部署
1 地域子ども活性化事業（ウィークエンド・サークル事業）	学校週5日制の休業土曜日に、地域のボランティア（実行委員）やJLCの協力を得ながら、異年齢集団による子ども同士や親子との交流や、さまざまな体験ができる活動を実施します。	生涯学習課
2 塩谷・女川ジュニアリーダー交流初級研修会	塩谷町と宮城県女川町のジュニアリーダー交流研修を開催し、両町のジュニアリーダーが交流を深めることで、それぞれのジュニアリーダーの豊かな心、自主性と社会性を醸成します。	生涯学習課
3 子ども向け学びの口座の開催（しおやサマースクール）	子どもや親子を対象にした講座を開催し、子どもたちの学習への興味・関心を高め、学びの意欲を高めます。平成21年度は環境、科学についての講座を開催しました。	生涯学習課
4 こどもまつり	町子ども会連合会が主催し、町内の子どもが一堂に介し、楽しい時間を過ごしなが、交流や親子のふれあいを図り、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
5 子どものスポーツ活動の推進	町内小・中学校のスポーツ少年団及び地域のスポーツ少年団を育成支援します。また、町民のスポーツ振興を図るため、マラソン大会、駅伝大会、なわとび大会を開催するほか、総合型スポーツクラブの運営を支援します。	生涯学習課
6 学校における芸術文化鑑賞事業	文化庁や栃木県教育委員会等と連携し、「学校の芸術家派遣」事業や伝統芸能の出前公演を、町教育委員会がバックアップし、町内各小中学校で児童・生徒が本物の芸術・文化に触れることで、感性を磨き、心豊かな子どもの育成を図ります。	生涯学習課
7 生涯学習フェスティバルの開催	さまざまな体験活動や活動成果を発表する機会を提供することで、町民の生涯学習の振興を図ります。	生涯学習課
8 地域文化・ふれあい事業	人形劇やコンサート等を開催し、親子で芸術に親しむことにより芸術への関心を高め、豊かな心の育成を図ります。また、一人でも多くの参加を図るため情報の提供に努めます。	子育て支援センター
9 世代間交流	世代を超えてふれ合う・遊ぶ・集う・学ぶことにより、やさしさや思いやり等、豊かな心を育むため、塩谷町の環境を生かし地域での子どもの育ちに積極的に関わるきっかけづくりを行います。	保育園 認定こども園
10 放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の教室等を利用し、地域のボランティア等の指導者のもと、子どもたちがスポーツ・文化・地域交流等の活動を行う場です。本町ではウィークエンド・サークル事業として実施しており、今後、放課後児童クラブとの連携をめざし、地域住民をボランティアとして遊びの提供や道具の貸出などを実施していきたい考えです。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当部署
11 外国語指導助手委託事業	外国語指導助手(ALT)を保育園、認定しおやこども園、小、中学校に派遣し、英語教育・国際理解教育の推進を図ります。	学校教育課
12 国際交流事業	国外へ中学生を派遣し、地元の子どもたちとの交流及びホームステイを行い、国際感覚豊かな児童生徒の育成と国際交流を推進します。	中学校
13 マイ・チャレンジ推進事業	町内の中学2年生を対象に、連続5日間の社会体験により、子どもたちとともに生きる心や感謝の心、人間関係をつくる力等の育成を図ります。	中学校
14 奨学金貸与事業	高校・短大・専修・専門学校・大学・大学院の学生に対して、条例に基づき学費の一部を貸与することにより、教育における経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
15 中学校進学祝金事業	中学校進学予定のお子様を有する町内世帯へ中学校進学祝金を交付します。	学校教育課

2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	担当部署
1 家庭教育学級	家庭教育の充実を図り、人間性豊かな子どもを育てるため、「幼稚園、保育所、小中学校における家庭教育学級と企業の協力を得ながら町全体による家庭教育学級を開催し、親子のふれあいや家庭のあり方を学ぶ等の充実を図ります。	生涯学習課
2 ブックスタート	生後10か月の乳児健診時に、読み聞かせを体験しながら本を手渡し、本を通して子どもとのふれあいの重要性を認識してもらい、温かみのある家庭の構築を支援します。	生涯学習課
3 おはなし会	町内外の親子を対象に子育てボランティアによる「おはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせを通して、子どもたちの自立心や豊かな心を育てるとともに、地域のママさんの交流を深めます。	保育園 幼稚園 子育て支援センター 町図書館
4 しおやのこどもを育てるフォーラム	塩谷町の将来を担う子どもたちの思いやりの心や豊かな心を育てるとともに、地域みんなで子どもを育てることの重要性を訴え、「地域として、大人として、子どもたちどう関わるか」を考え、その実践に向けた具体策を話し合うために、保護者や教育関係者を対象に、講話や発表会等を実施します。	生涯学習課
5 子ども会連合会支援	町内子ども会育成会相互の連携を図るとともに、活動に対する助成等を行い、子ども会が健全な活動が出来るように支援します。	生涯学習課

3) 安心して子育てできる生活環境の整備

事業名	事業内容	担当部署
1 交通安全教室	警察や交通安全協会の協力により、保育園、認定こども園、各小中学校で交通安全教室を開催します。	保育園 認定こども園 学校教育課 各小中学校
2 塩谷中通学用ヘルメット等配布	新小学3年生、新中学1年生を対象に、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を助成するほか、中学生には反射タスキを無償配布しています。	学校教育課
3 交通安全の啓発活動等の推進	春、秋の交通安全町民総ぐるみ運動をはじめとする交通安全の啓発活動や安全対策活動を行います。 ●交通安全母の会事業 ●交通安全物品の支給 ●交通教育指導員の配置	総務課
4 チャイルドシートの補助	6歳未満の子どもを養育し、チャイルドシートを購入した保護者に、購入費の一部を助成します。	総務課
5 通学路の安全確保	警察、道路管理者、学校、町関係者、教育委員会で組織する通学路安全推進会議を開催することにより、通学路の危険個所の情報を共有し、危険個所の解消に向けて交通安全対策事業を推進します。	総務課 建設水道課 学校教育課 各小中学校
6 キッズゾーンの設定【新規】	保育園や認定こども園の周囲のキッズゾーンを設定し、ドライバーの注意喚起を図り、散歩等の園外活動時の児童の安全を確保します。	保健福祉課
7 防犯教室の開催	警察の協力により、各校で不審者対応等についての防犯教室を実施するとともに、防犯マップを作成し、生徒自らが犯罪から身を守る力の育成を図ります。また、学校によっては防犯パトロール隊を編成しています。	各小中学校
8 子ども 110 番の家推進事業	児童の登下校時における安全確保のため、誘拐事件や声かけ事案等を未然に防止し、避難先として地域の協力を得て実施します。	各小中学校
9 防犯ブザー配布事業	小学校の新入学生に対し、不審者に対する対応のため、全員に防犯ブザーを配布します。	総務課 学校教育課
10 スクールガードリーダーの配置	児童生徒の通学時における防犯対策として、スクールガードリーダーの町内巡回を実施し、事件、事故の発生を未然に防止します。	学校教育課
11 災害避難訓練(学校)	各学校で定期的に避難訓練を実施し、災害から身を守る習慣を身につけます。	各小中学校 学校教育課

4) 子育てしやすい社会環境づくり

事業名	事業内容	担当部署
1 男性の育児参加の推進	関係部署と連携し、あらゆる機会を通して男性の育児参加の啓発活動を推進し、父親はもとより、町民の理解の促進を図ります。	保健福祉課 生涯学習課 学校教育課 保育園 認定こども園
2 女性リーダー育成事業	男女共同参画社会の実現のために、県や海外の研修への女性の派遣や女団連活動補助を行うとともに、「みんなの集い」を開催し、男女の共働のあり方を学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
3 働き方改革の促進	子育て家庭が仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方を選択できるよう、町内企業の事業主や従業員等に対し、長時間労働の是正と職場環境の改善、育児・介護休業を取得しやすい企業風土づくり等の意識啓発を図ります。	総務課 産業振興課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本町が今後目指していく子ども・子育て支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

そのため、本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービスをはじめ、子育て支援施策の内容について、町のホームページ、広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

2 教育・保育の提供にあたって

(1) 教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本町においては、近隣の他市町に先駆け、質の高い幼児教育カリキュラムや保育サービスの充実を実現する教育・保育環境づくりを目指し、既存の公立保育所を認定こども園にいち早く移行し、平成23年4月に「認定しおやこども園」を設立しました。

今後も、保育所・幼稚園の垣根を越えた一体的な保育・教育が実施されるよう、引き続き運営法人に適切な事業運営を要請（指導・監督）していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修等を行います。

さらに、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や認定こども園と小学校等の連携に努めます。

(2) 産後の休暇及び育児休業後の保育等の利用支援

保護者が保育所（園）等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、保健福祉課窓口や保育所等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の保育所等の速やかな利用につなげるため、柔軟な受入れの促進や優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

3 計画の進行管理

(1) 連携による施策等の推進

計画の推進にあたっては、すべての町民が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、本町の子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そのため、本町では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、すべての町民を巻き込み、理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

(2) 実績把握・評価・見直し

計画期間中は、保健福祉課が事務局となり、「塩谷町子ども・子育て会議」、関係各課、町民や各種団体・関係機関などとの連携のもと、計画の進捗状況の把握・検証を重ね、必要に応じて取り組みの改善を図ります。5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげます。

■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ

